

東京オリンピック・パラリンピック
ホストタウン等における選手等受入れマニュアル

浜松市

事前合宿編

卓球編

※下記のアルファベット(A~J)は、P12「行程」以降のものと符合します。

目 次

1. 受入れマニュアル作成にあたり

2. 関係者の役割と業務

3. 感染症対策等の基本的事項

4. 受入れ概要／受入れ行程及びシーン別の対策

○行程

○対応シーン **A-1** 移動（域外移動）

A-2 移動（域内移動）

B 宿泊（施設フロア貸しの場合）

C 食事

D 練習（公開/非公開共通）

E チェックアウト（選手村入村関係含む）

F ホストタウン交流

5. 選手等の行動ルール等

6. 検査

6-1 検査（選手等）

6-2 検査（自治体関係者等）

7. 感染疑い者等発生時の対応

8. マニュアルの遵守に関する合意締結について

9. 参考資料



ブラジル選手団が順守する7つの基本ルール

- 1 十分な**フィジカル・ディスタンス**を保ち、**手指の消毒**を徹底し、練習時以外**マスクの着用**をする。
- 2 大声で会話をしない。
- 3 訪問者(市民、選手等の家族・友人・知人)や**入国日が異なる選手等**同士の**接触はしない**。
- 4 **用務先(競技会場、練習会場等)と宿泊場所の往復のみ**に行動を限定する。
- 5 食事や飲み物は**各自で管理・必要に応じて処分**をし、他人と共有しない。
- 6 動線分離を行うために、**指定されたエリア内**で行動する。
- 7 感染疑い者、体調不良者が出た場合は、速やかに選手団から**浜松市担当者**に連絡し、**対応の指示**に従う。

浜松市は、四半世紀にわたる多文化共生の取り組みにより、ブラジルを中心とした多くの外国人市民との共生社会を築いてきた。在浜松ブラジル総領事館が設置されるとともに、ブラジル人学校や銀行、店舗なども市内各所に軒を並べている。上記のような取り組みが評価され、2016年6月に浜松市はブラジルのホストタウンに登録された。これまで、ブラジル選手団はオリ・パラ併せて8回の事前キャンプを行っており、浜松市を「第2のふるさと」として多くの市民と交流を行ってきた。

事前キャンプの目的は、目指す大会を前に、時差の調整など体調管理を行うものである。東京2020大会においては、ブラジル国から浜松市に受け入れるオリンピック競技・パラリンピック競技は併せて26競技となるため、事前キャンプ時に市民と選手等が安心してホストタウンで交流できるよう、「ホストタウン等における選手等の受入れマニュアル」（以下「受入れマニュアル」という）を作成し、選手受け入れ等に係る対策に万全を期すものである。

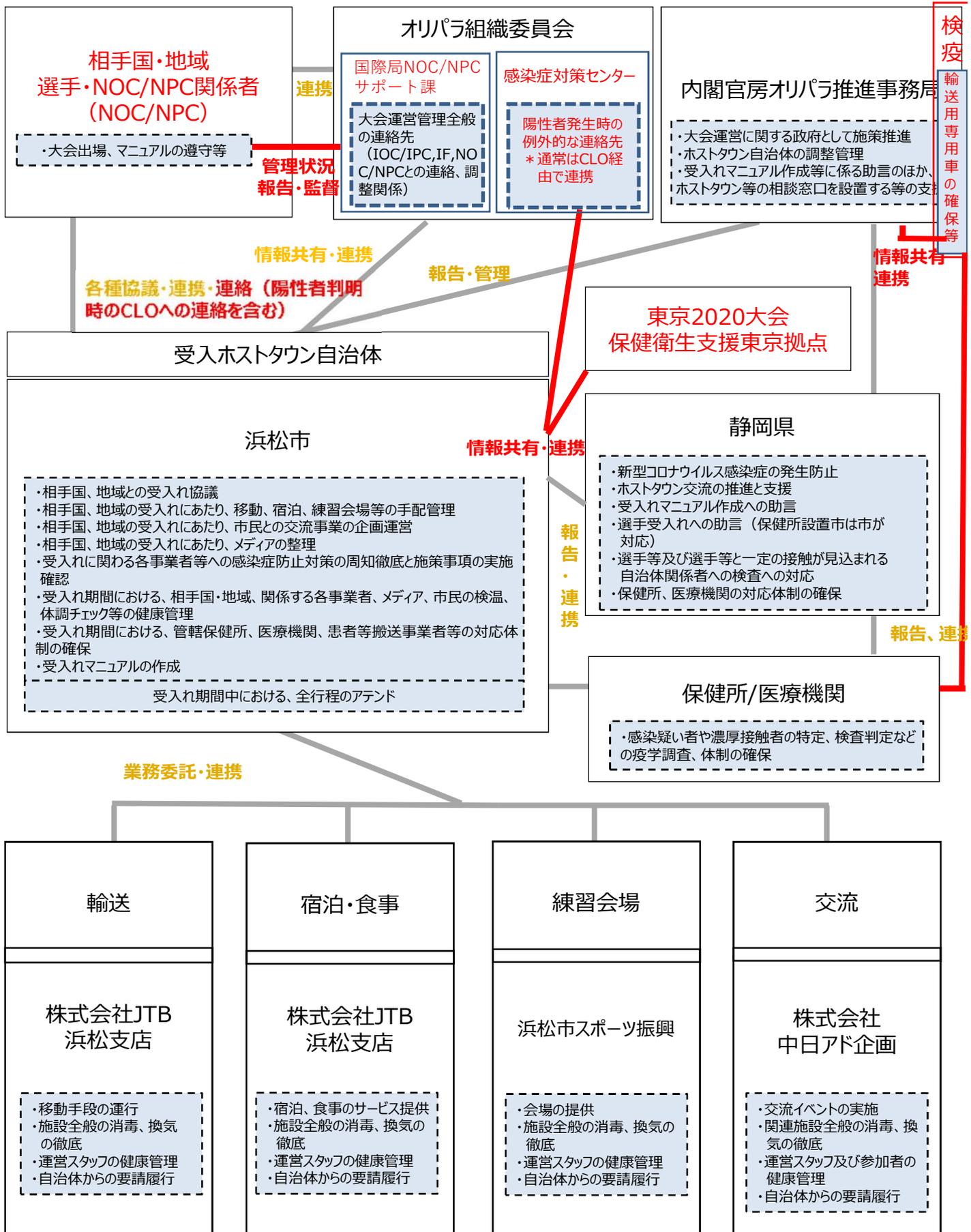
なお、対策の検討にあたっては、新型コロナウイルスの感染症対策を確実に実施するため、ブラジル及び国内における関係者との緊密な協議を進め連携態勢を構築させる（ブラジルオリンピック委員会・ブラジルパラリンピック委員会との間において取り交わした「受入れマニュアルの遵守に関する合意書」はマニュアル後半に掲載）。

また、受入れ時の宿泊施設や練習会場等での動線を含めた現場確認並びに訓練などを行うことにより、受入れマニュアルの精度を高める。また、感染状況の変化や政府の対処方針等を適時適切に反映するため、受入れマニュアルは、随時、その見直しを行うこととする。

加えて、本書の用語については、以下の通りとする。

- ・選手とは、東京2020大会に出場する選手をいう。
- ・選手等は、選手に加え、IOC/IPC、IF、NOC/NPCに属し、選手と一体となって行動する者をいう（審判、指導者（監督、コーチ）、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、パラアスリート介助者等）。

2 関係者の役割と業務



* この他、必要に応じて、地元警察との情報共有を行うこととする。また、警備会社に警備の委託を行う自治体もあることが想定される。
* 旅行会社に業務を委託する場合は、旅行会社の担当者、連絡先、役割も記載することになる。

感染症の基本的対策

感染症対策の基本は、接触感染・飛沫感染を抑えることであり、そのために3つの密（密閉、密集、密接）の回避、消毒、手洗い・マスク着用、体調管理を徹底することが重要である。本受入れマニュアルでは、受け入れの各シーンごとに、これらを実施する方法を具体化した。以下は、ブラジル選手団及び浜松市の双方が遵守すべき感染防止の基本原則である。

<3密の回避、場面に応じた適切な社会的距離の確保>

感染防止には「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で発声や会話をする密接場面」を避けることが重要であり、選手等の受入れの際にもこれらの状況の発生を回避することが重要。

フィジカル・ディスタンスの確保として、選手と接触する人は原則2メートルの距離、それ以外の接触は可能な限り2メートル（最低1メートル以上）の距離を確保する。また、密集場所、密接場面を避け、可能な限り対面での接触を避けつつ長時間の滞在を避ける取組を行う。これらの対策の実施のために、受入れに際して選手の誘導や動線の適切な設定が重要となることに留意する。

<マスクの着用>

全行程を通じ、全ての関係者がマスクを着用することを原則とする（ただし、熱中症には十分注意する）。食事や練習などの外しでよい場合はあらかじめ規定しておく。その際には、社会的距離の確保や飛沫防止対策に特に留意すること。なお、屋外で人と十分な距離が確保できる場合（少なくとも2メートル以上）には、マスクの着用を必須としない。

<手洗い、手指の消毒>

食事前やトイレの利用時等機会があるたびに、手洗いや手指消毒を徹底する。手洗いの際、石鹸と流水により20秒から30秒程度かけて手首から指先まで全体を洗うようにする。

手洗いができない場所での活動時や、施設の入館時や車両への乗車時等にはアルコールを主成分とする手指消毒薬を使用した消毒を行う。なお、各施設等、適切な場所への手指消毒剤を設置する。

<換気の徹底>

移動時の車内や宿泊施設、食事会場等では、各事業者との事前調整を行い、定期的に窓やドアを開放（30分間に1回以上、数分程度）する。また、換気設備等による換気を行うとともに、複数の窓やドア等がある場合は二方向開放するなどして、密閉空間を作らないよう徹底させるようにする。

<飛沫対策（アクリル板の設置等）>

飛沫が放出される空間におけるウイルス感染の確率は高いとされている。そのため、多数の人が集まる環境や換気の悪い密閉空間は避け、やむを得ない事情で近距離での会話をしなくてはならない場合は、マスク着用とすうえでアクリル板を設置しておくなど、飛沫対策を徹底させる。

<モノ經由の接触感染回避>

可能な限り共有使用物の使いまわしを避ける。また、どうしても避けられない場合は、消毒を実施する。

<体調管理>

選手等と近距離接触をすることが想定される者は、医療機関での自由診療又は民間検査機関での検査を活用し、事前にPCR検査等によって陰性であることを証明しておく。それ以外の者（選手等との距離を十分に取って見学する者など）は、当日の体調を申告した上で受入れ事業に参加することとする。なお、体調不良や発熱等の症状のある者は出勤停止等の措置を徹底する。

パラアスリート等への配慮と対策

パラアスリートへの対策も基本的には健常アスリートへの対策がベースとなるが、特に、以下の点に留意する必要がある。
新型コロナウイルス感染症は、何らかの障害により感染しやすくなったり、感染による死亡率が高まるといったデータは示されていないものの、特に頸髄損傷、筋ジストロフィー症、重度の脳性麻痺などで呼吸機能が低下している方は、排痰が困難となり、症状が重篤となる可能性が高いため、注意が必要である。また、一般的に高血圧、糖尿病、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患やガン等の免疫疾患がある方は重症化しやすいリスクがあると言われている。受け入れるアスリート等にこれらの障害や基礎疾患等がある場合は、より一層の感染症対策の徹底が求められる。

具体的には以下の措置等を講じる。

パラアスリート等を受け入れる際は、選手団には選手の健康管理に十分留意するとともに、各シーンごとに、一般的な感染症対策に加え、車いす、杖、義手等の使用者や視覚障害者の手指及び使用する補装具等の消毒の実施徹底を求める。

一方で、受け入れるパラアスリート等が利用しやすい消毒機会の提供（消毒液等の設置場所、高さ等）に留意するとともに、車いすなど使用する道具に応じた消毒方法を提供（道具の素材に応じた消毒液や除菌シート、ペーパータオルなどの提供等）する。

介助者等についても、選手の身体に接触する際のマスク・手袋の着用や手洗い・手指消毒などを行う。

なお、選手団には厚生労働省「新しい生活様式」の実践例に紹介されるような「個人に着目した感染症対策」が求められるが、障害の種類によっては、アプリ等を用いた健康管理やその報告、周囲の人とのフィジカル・ディスタンスの確保、手指消毒をはじめとする日常的な感染防止に必要な行動が困難な事態も想定される。このため、アスリートとしての自立的な感染症対策を基本としつつ、パラアスリートの一部には、他者の支援を受けることを想定した追加的な感染防止策のガイドラインが策定され次第、それを適用する。

また、パラアスリートに関しては、選手等とは別に、例えば、車いすバスケットボールの「競技用車いす」のように、スポーツ備品の輸送や保管・管理が必要となる場合も多いことから、そうした場面においても、感染症対策を講じる必要があることに留意が必要である。

— 厚生労働省「新しい生活様式」の実践例 —

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）
※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4

受入れ概要／受入れ行程及びシーン別の対策

受入れ概要

浜松市は、四半世紀にわたる多文化共生の取り組みにより、ブラジルを中心とした多くの外国人市民との共生社会を築いてきた。在浜松ブラジル総領事館が設置されるとともに、ブラジル人学校や銀行、店舗なども市内各所に軒を並べている。上記のような取り組みが評価され、2016年6月に浜松市はブラジルのホストタウンに登録された。これまで、ブラジル選手団はオリ・パラ併せて8回の事前キャンプを行っており、浜松市を「第2のふるさと」として多くの市民と交流を行ってきた。

対象国・地域	ブラジル
種別	事前キャンプ
競技	卓球
日程	2021年7月13日～20日

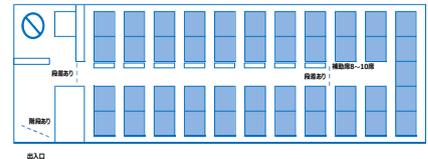
A-1 域外移動

※「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「NEXCO東日本新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」参照

移動先	空港 ⇒ ホテル、ホテル ⇒ 選手村 ホテル⇒空港		
相手国	ブラジル		
対応者	通訳1名／添乗員1名／ドライバー1名	近距離接触者	3名
備考	・添乗員による選手等のアテンド ・貸切バス等の専用車による移動時の対応		

●車両概要

(1) 選手輸送
 車種: 大型バス
 台数: 1台
 座席数: 45席(+補助席8~10)



(2) 荷物輸送
 車種: 2トントラック
 台数: 1台



●基本行程

【想定スケジュール】空港からそのまま浜松直行

往路	7/8~	羽田空港 = = = = = SA①下り = = = = = SA②下り = = = = = 各ホテル
復路	7月中	各ホテル = = = = = SA①上り = = = = = SA②上り = = = = = 選手村又は空港

【※念のため今後検討するスケジュール】空港到着日は空港付近泊→翌日浜松に向かう

往路	7/8~	羽田空港 = = = = = 空港付近ホテル
	到着翌日	空港付近ホテル = = = = = SA①下り = = = = = SA②下り = = = = = 各ホテル
復路	7月中	各ホテル = = = = = SA①上り = = = = = SA②上り = = = = = 選手村又は空港

1 到着ロビー ⇒ ホテル

具体的対策事項		対応方法
①	空港における一般客との動線分離	<ul style="list-style-type: none"> ・到着ロビーからバス等までの動線を確保し、選手等が一般客と接触しないようにするとともに、フィジカル・ディスタンスを確保する。 ・貸切バスへの乗車までの時間を要する場合の待機場所の確保 ※空港内での移動については一般客との動線分離を行う。旅行会社に浜松市が委託し、ロープやパーテーションを使用して行う。
②	手荷物の受け渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等から手荷物を受け取る場合は、ビニール手袋を着用する。
③	乗車時の手指消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等により消毒ができないものには、アレルギー対応の消毒液を使用する。
④	当日の行程確認・注意事項の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・特にSA利用時のルールの徹底をするよう強く要請する。
⑤	換気の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、30分に1回(5分程度)窓を開放する。 ・高速道路走行時は窓を開放しない。 ・SA休憩中は常に窓を開放しておく。 ・高速道路から一般道路へ乗り換えた後速やかに窓を開放する(5分程度)。
⑥	移動中の食事	<ul style="list-style-type: none"> ・車内での食事は原則禁止。水分補給は可。 ・やむを得ず飲食する場合は、2人掛け席に1人着席して飲食する。座席に余裕がない場合は一人ずつ交代して飲食する。
⑦	SAにおける一般客との動線分離	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ以外の施設を利用しない。 ・トイレ利用後の石鹸等による手洗い、ペーパータオル等による拭き取りを徹底する。 ・トイレ利用後の手洗い徹底のために、アテンダ者は常時ペーパータオル等を用意し、選手等に提供する体制を取る。 ・購入が必要な物はアテンダスタッフが代行して行う。 ※SAの動線分けはネクスコ中日本及び東日本が作成した動線図に従って、ロープやパーテーションを使用して一般客との動線分離を行う。動線図は作成され次第浜松市に提供される予定。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転士やアテンダ担当者は、選手と別のトイレを使用するなどの対応を実施
⑧	再乗車時の手指消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等により消毒ができないものには、アレルギー対応の消毒液を使用する。
⑨	ホテル到着時の一般客との動線分離	<ul style="list-style-type: none"> ・動線図は別紙のとおり。
⑩	手荷物の受け渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等へ手荷物を受け渡す場合は、ビニール手袋を着用する。
⑪	ごみの廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみはビニール袋に入れ、選手等が自ら持ち帰る。
⑫	体調不良者発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・7 感染疑い者等発生時の対応 のとおり。

- ・空港検疫で陽性者が発生した場合については、機内濃厚接触者候補者は厚労省が確保する検疫専用車両により、その他の者は別途確保する専用車両により移動する。
- ・長時間移動又は空港送迎の待機時間が想定される場合のトイレ付専用車両の確保等による、陽性者判明時の濃厚接触者とならないような対策の実施。なお、運転士やアテンダ者は、選手と別のトイレを使用するなどの対応の検討

2 ホテル⇒選手村

具体的対策事項		対応方法
①	選手団の健康確認	・1 チェックアウト のとおり。
②	バス乗車時における一般客との動線分離	・1 チェックアウトのとおり。 ・バス停車位置は別紙のとおり。
③	手荷物の受け渡し	・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等から手荷物を受け取る場合は、ビニール手袋を着用する。
④	乗車時の手指消毒の実施	・アレルギー等により消毒ができないものには、アレルギー対応の消毒液を使用する。
⑤	当日の行程確認・注意事項の伝達	・特にSA利用時のルールの徹底するよう強く要請する。
⑥	換気の徹底	・外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、30分に1回(5分程度)窓を開放する ・高速道路走行時は窓を開放しない。 ・SA休憩中は常に窓を開放する。 ・高速道路から一般道路へ乗り換えた後速やかに窓を開放する(5分程度)。
⑦	移動中の食事	・車内での食事は原則禁止とする。 ・やむを得ず飲食する場合は、2人掛け席に1人着席して飲食する。座席に余裕がない場合は一人ずつ交代して飲食する。
⑧	SAにおける一般客との動線分離	・トイレ以外の施設を利用しない。 ・トイレ利用後の石鹸等による手洗い、ペーパータオル等による拭き取りを徹底する。 ・トイレ利用後の手洗い徹底のために、アテンダ者は常時ペーパータオル等を用意し、選手等に提供する体制を取る。 ・購入が必要な物はアテンダスタッフが代行して行う。 ※SAの動線分けはネクスコ中日本及び東日本が作成した動線図に従って、ロープやパーテーションを使用して一般客との動線分離行う。動線図は作成され次第浜松市に提供される予定。 ・運転士やアテンダ担当者は、選手と別のトイレを使用するなどの対応を実施
⑨	再乗車時の手指消毒の実施	・アレルギー等により消毒ができないものには、アレルギー対応の消毒液を使用する。
⑩	手荷物の受け渡し	・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等へ手荷物を受け渡す場合は、ビニール手袋を着用する。 ・専用バスからの荷物の搬出方法
⑪	入村・見送り	・動線図は別紙のとおり。 ※選手村の乗降場のスペースが狭く、後続バスが引き続き来場することが想定されるため、選手村で専用バスから選手等NOCを降車させた後は、現地警備員の指示に従い速やかに選手村を離れるなどの対応が必要
⑫	ごみの廃棄	・ごみはビニール袋に入れ、選手等が自ら持ち帰る。
⑬	体調不良者発生時の対応	・7 感染疑い者等発生時の対応 のとおり。

2 ホテル⇒空港

具体的対策事項		対応方法
①	選手団の健康確認	・1 チェックアウト のとおり。
②	バス乗車時における一般客との動線分離	・1 チェックアウトのとおり。 ・バス停車位置は別紙のとおり。
③	手荷物の受け渡し	・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等から手荷物を受け取る場合は、ビニール手袋を着用する。
④	乗車時の手指消毒の実施	・アレルギー等により消毒ができないものには、ビニール手袋を着用させる。
⑤	当日の行程確認・注意事項の伝達	・特にSA利用時のルール of の徹底するよう強く要請する。
⑥	換気の徹底	・外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、30分に1回(5分程度)窓を開放する ・高速道路走行時は窓を開放しない。 ・SA休憩中は常に窓を開放する。 ・高速道路から一般道路へ乗り換えた後速やかに窓を開放する(5分程度)。
⑦	移動中の食事	・車内での食事は原則禁止とする。 ・やむを得ず飲食する場合は、2人掛け席に1人着席して飲食する。座席に余裕がない場合は一人ずつ交代して飲食する。
⑧	SAにおける一般客との動線分離	・トイレ以外の施設を利用しない。 ・トイレ利用後の石鹸等による手洗い、ペーパータオル等による拭き取りを徹底する。 ・トイレ利用後の手洗い徹底のために、アテンダ者は常時ペーパータオル等を用意し、選手等に提供する体制を取る。 ・購入が必要な物はアテンダスタッフが代行して行う。 ※SAの動線分けはネクスコ中日本及び東日本が作成した動線図に従って、ロープやパーテーションを使用して一般客との動線分離行う。動線図は作成され次第浜松市に提供される予定。
⑨	再乗車時の手指消毒の実施	・アレルギー等により消毒ができないものには、ビニール手袋を着用させる。
⑩	手荷物の受け渡し	・原則、手荷物は選手等が自らが移動させる。 ・やむを得ず添乗員やドライバーが選手等へ手荷物を受け渡す場合は、ビニール手袋を着用する。 ・専用バスからの荷物の搬出方法
⑪	空港における一般客との動線分離	・到着ロビーからバス等までの動線を確保し、選手等が一般客と接触しないようにするとともに、フィジカル・ディスタンスを確保する。 ・貸切バスへの乗車までの時間を要する場合の待機場所の確保 ※空港内での移動については一般客との動線分離行う。旅行会社に浜松市が委託し、ロープやパーテーションを使用して行う。
⑫	ごみの廃棄	・ごみはビニール袋に入れ、選手等が自ら持ち帰る。
⑬	体調不良者発生時の対応	・7 感染疑い者等発生時の対応 のとおり。

A-2 域内移動

※「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「NEXCO東日本新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」参照

移動先	ホテル ⇄ 練習会場、練習会場 ⇄ ホテル		
相手国	ブラジル		
対応者	通訳1名/ドライバー1名	近距離接触者	2名
備考	・通訳による選手等のアテンド ・貸切バス等の専用車による移動時の対応		

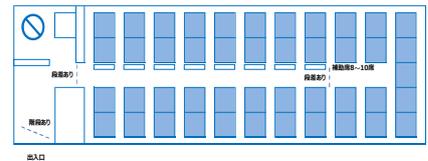
車両概要

(1) 選手輸送①

車種: 大型バス

台数: 1台

座席数: 45席(+補助席8~10)

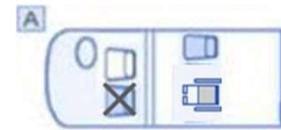


(2) 選手輸送②

車種: ジャンボタクシー

台数: 3台

座席数: 4席



※車いす乗車時 (車椅子1名+1名)

(3) 荷物輸送

車種: 2トントラック

台数: 1台



基本行程

○練習会場移動

ホテルコンコルド

⇄ 30分

サーラグリーンアリーナ(新体操)

○練習会場移動

ホテルコンコルド

⇄ 45分

さわやかアリーナ(卓球)

THE HAMANA KO

⇄ 3分

雄踏総合体育館(柔道)

1 ホテル ⇄ 練習会場

具体的対策事項		対応方法
①	乗車前の健康確認	・毎朝の健康確認において体調不良者がいないか確認 ・体調不良者がいる場合は、対応方法について市職員の指示を受ける
②	バス乗車時における一般客との動線分離	・動線図は別紙Cのとおり
③	乗車時の手指消毒の実施	・アレルギー等により消毒ができないものには、アレルギー対応の消毒液を使用する。
④	換気の徹底	・外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、30分に1回(5分程度)窓を開放する
⑤	練習会場到着時における一般客との動線分離	・動線図は「D 練習」とおり

事業者の体調管理

- ・通訳、添乗員、ドライバー等、選手団と近距離で業務に従事する者は、業務に従事する2週間前から体温測定及び体調チェックを行う。
- ・発熱や、体調不良が認められた場合は、代わりの者が業務に従事する。

緊急時の対応

- ・緊急対応車両として、ジャンボタクシー1台を並走させる。※同日に成田空港到着の競技で1台とする
- ・急な体調不良等、急を要する事態が発生した場合は、市職員に連絡し指示を受けること。

コンコルド浜松

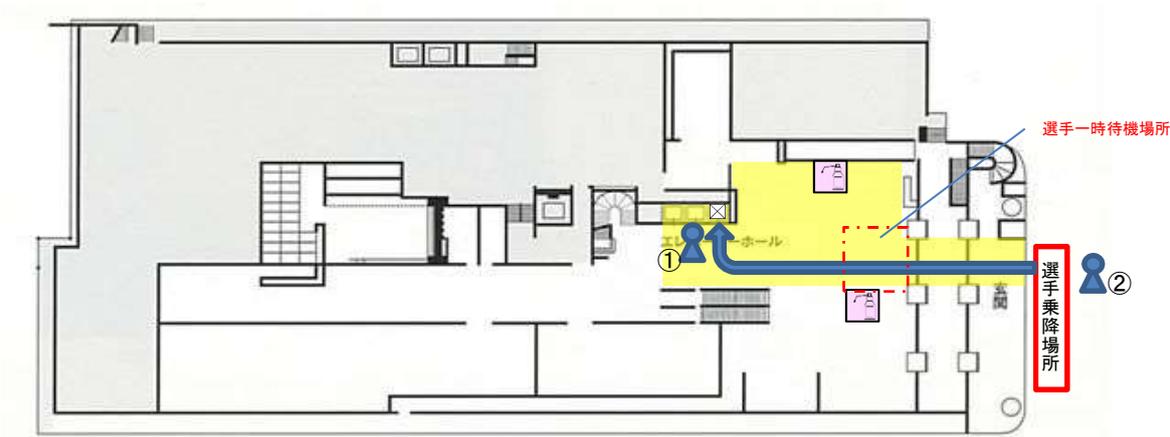
...選手動線と一般客動線がかぶるエリア

※原則、上記エリア以外立ち入り禁止

...選手動線

...通訳・ホテルスタッフ

1F: 選手出入口・フロント



○エレベーターのソーシャルディスタンスの確保

①エレベーターホールのコントロール

②選手団の引率

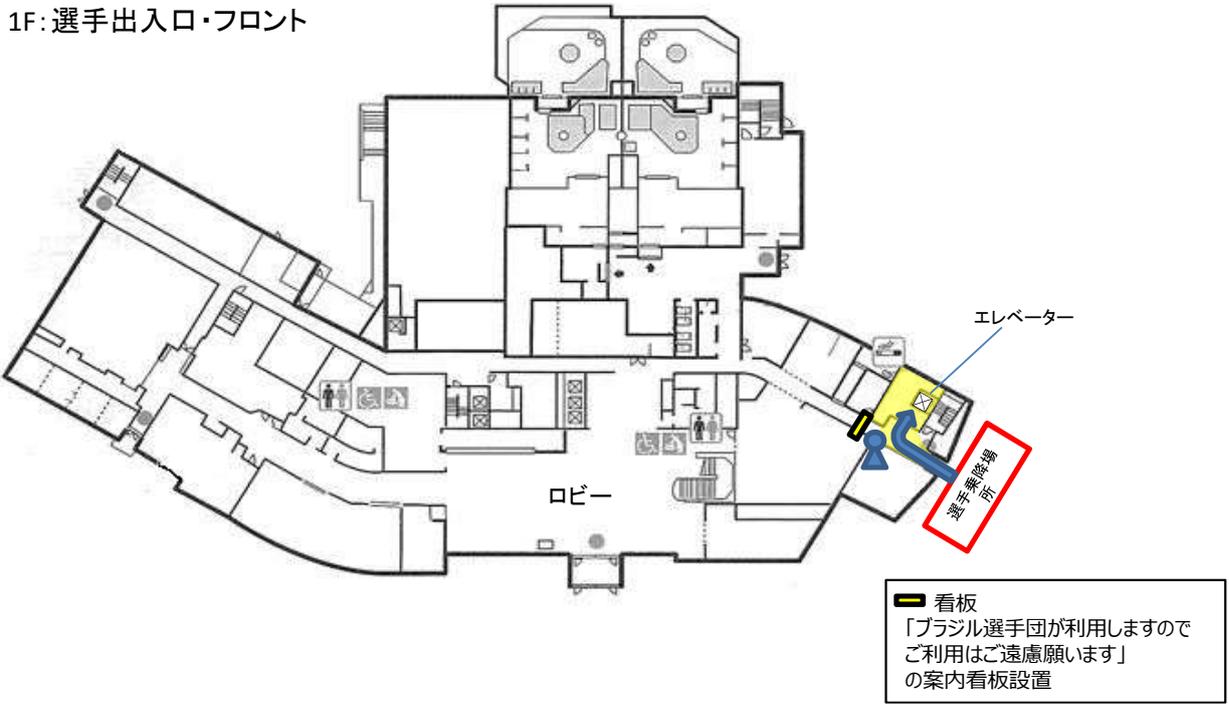
THE HAMAMANAKO

...選手動線と一般客動線がかぶるエリア

...選手専用エリア

※原則、上記エリア以外立ち入り禁止

1F: 選手出入口・フロント





※Siga as instruções do guia após entrar na área de visitantes do veículo.

場 所	ホテルコンコルド浜松		
相手国一行	ブラジル連邦共和国（卓球・新体操）		
対応者	通訳1名／委託業者1名／ホテルスタッフ2名	近距離接触者	4名
備 考	・委託業者による選手等のアテンド ・施設の滞在時対応		

事前の検討事項等

自治体はコロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項例		
① 宿泊施設の選定				
<ul style="list-style-type: none"> ・全室個室対応の可否 ・館内レストランの有無（3食提供、選手団の要望等に合ったメニュー提供の可否の確認） ・不特定多数と接触しないで済む環境の有無（車はエントランス直付けできるか、エレベーターは占有できるか、館内・館外（庭など）のリフレッシュ可能な共有スペースの有無 など） ・入国時に陽性者が発生した場合は、濃厚接触者が特定されるまでの間は、宿泊施設の各部屋での隔離措置を講じられる施設の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ① レイアウト・選手動線:図面参照 ② チェックイン・チェックアウト方法（チェックアウトの詳細は「チェックアウト」に記載） ③ 食事の提供（詳細はE食事に記載） ④ ランドリー：選手ごと回収・返却 ⑤ 対応医療機関（詳細は7.「感染疑い者等発生時の対応」に記載） ⑥ 外国語対応スタッフの手配 	自治体	○事業者への確認	
		宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊フロアの調整（一般客との分離検討） ② 相部屋となる場合のベッドの配置見直し・換気の徹底等の対応検討 ③ 提供料理の調整 	
		委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊事業者との調整 ④ 選手のチェックイン・チェックアウトを代行するようホテル側と調整 ⑤ 洗濯物回収用のランドリー室用意（フロア貸し空き部屋で検討） ⑥ 通訳の手配準備 	
② 室内の清掃管理等				
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃前の部屋の換気 ・清掃時のマスク・使捨て手袋着用 ・使用済みタオル等リネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒。 ・ゴミはビニール袋で密閉して処理 ・ドアノブ、リモコン、スイッチ、トイレ、冷蔵庫等の清拭消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃頻度の検討 ※シーツ・アメニティ交換含む ② ごみの回収方法 清掃員による回収 <p>※①②ともに毎日実施を想定 選手から要望があった場合実施しない。</p>	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊事業者への確認 ○選手団との調整 	
		宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 室内の清掃管理方法の決定 ② ごみ回収方法の決定 	
		委託事業者・通訳	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊事業者との調整 ③ 選手団向け案内書の作成 	
③ 従業員・選手等の体調管理等				
<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の体調管理等 ・選手等と近距離接触する従業員の2週間前からの体温測定記録及び体調チェック ・体調不良時の交代人員の確保 ○選手等の体調管理等 ・選手等への定期的な体温測定、記録等の実施 ・体調不良者発生時の連絡体制の整備（衛生管理責任者（NOC・NPC等が事前に選任し組織委員会に届け出された者）による自治体への報告スキームの整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 選手・従業員等の体調管理方法の検討 (選手団に関する体調管理の詳細は5.「選手等のモニタリング調査やマニュアル違反時の対応等」に記載) ② 緊急時対応の検討 (詳細は2.「関係者の役割と業務」及び7.「感染疑い者等発生時の対応」に記載) 	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した健康チェックの要請 ② 宿泊事業者の従業員の体調管理等の管理方法等の確認 ③ 体調不良者が発生した際の連絡体制の整備 	
		宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 2週間前からの健康チェックシートまたはモニタリングアプリでの体調管理の徹底 ② 予備人員の確保 ③ 体調不良者等発生時の緊急連絡体制の整備 	
		委託事業者・通訳	<ul style="list-style-type: none"> ④ 体調不良者等発生時の緊急連絡体制の整備 	

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会に向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項例		
④その他の感染防止策（消毒・換気・三密回避等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・館内の消毒及び換気 ・選手等と従業員との接触を最小化方策の検討（人員の最小化、対面での接触回避、アクリル板の設置等による飛沫防止） ・三密回避策 	<ul style="list-style-type: none"> Ⓐ 部屋への衛生用品の設置 Ⓑ 選手と一般客の動線分離検討 ※宿泊事業者含む Ⓒ 部屋の換気の徹底 Ⓓ 部屋内のフィジカル・ディスタンスの確保の検討 	自治体	Ⓑ夜間緊急時の対応等の検討	
		宿泊事業者	○感染症対策設備の設置	
			Ⓐ衛生用品の設置・補充	
			Ⓑ一般客への事前周知方法の検討(フロントでの案内文掲示等)	
			Ⓒ対面でのサービス内容の検討	
			Ⓓ館内の消毒及び換気の検討	
			E宿泊部屋のレイアウト変更	
		委託事業者	○宿泊事業者との調整	
			Ⓐ衛生用品の設置・補充	
			Ⓑ一般客への事前周知方法の検討(フロントでの案内文掲示等)	

当日の対応事項

自治体はコロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項方策			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会に向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項例		
⑤室内の清掃管理の実施				
<p>・室内管理方法に沿った部屋の清掃、アメニティの補充、シーツタオル等の交換、洗濯物及びごみの回収等を行う。</p>	<p>① 決められた頻度での室内清掃 ② アメニティの補充 ・1泊分を毎日ドアノブにかけておく。 ③ 洗濯物の回収・配布 ランドリー回収用の部屋を用意 回収：毎日20時まで 返却：次の日12時 ④ ごみの回収 ⑤ 対応時の感染症対策の徹底</p> <p>※①②ともに毎日実施 選手から要望があった場合実施しない。</p>	<p>自治体</p> <p>○宿泊事業者への確認</p>		
		<p>宿泊事業者</p> <p>①部屋の清掃 ②シーツタオル等の交換 ③アメニティの補充 ④洗濯物回収用の部屋の提供 ⑤ごみの回収 ⑥マスク、手袋着用の上実施 ⑦窓、ドアを開けて換気しながら清掃実施</p>		<p>市が指定する。 感染対策のため各部屋のごみは個別にビニール袋で密封する。</p>
		<p>委託事業者・通訳</p> <p>○宿泊業者との調整 ○清掃計画の管理 ⑧ランドリー回収・返却の確認 ⑨ランドリーバッグで競技ごとまとめて回収・返却を行う。</p>		<p>※各ランドリーバッグにタグをつけ、返却ミスや衣類の紛失がないように対策をとる。</p>
⑥従業員・選手等の体調管理等				
<p>○従業員の体調管理等 ・選手等と近距離接触する従業員の2週間前からの体温測定記録及び体調チェック ・体調不良時の交代人員の確保 ○選手等の体調管理等 ・選手等への定期的な体温測定、記録等の実施 ・体調不良者発生時の連絡の徹底 (衛生管理責任者 (NOC・NPC等が事前に選任し組織委員会に届け出された者) による自治体への報告)</p>	<p>① 選手・従業員等の体調管理 (選手団に関する体調管理の詳細は5.「選手等のモニタリング調査やマニュアル違反時の対応等」に記載) ② 緊急時対応 (詳細は2.「関係者の役割と業務」及び7.「感染疑い者等発生時の対応」に記載)</p>	<p>自治体</p> <p>①事業者の健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した体調管理の徹底 ②選手団の健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した体調管理の徹底 ③体調不良者が発生した際の予備人員の確認</p>		
		<p>宿泊事業者</p> <p>④健康チェックシートまたはモニタリングアプリによるスタッフの体調管理 ⑤体調不良者発生時の予備人員の導入・委託事業者等への連絡</p>		
		<p>委託事業者・通訳</p> <p>⑥選手団・スタッフの体調管理 ⑦体調不良者等発生した時は緊急連絡体制により市へ連絡する</p>		
⑦館内における対応				
<p>・宿泊事業者は、特に必要がない限り選手等とのフィジカル・ディスタンスを保つ。 ・事業者及び選手等の体調管理の実施 ・館内の過ごし方の説明 (感染症対策の基本的事項の周知徹底 (「新しい生活様式」等に基づいた館内での基本的な過ごし方の説明))</p>	<p>① 選手団対応スタッフの決定 (接触者を最小限とするため絞ること) ② 選手団の体調管理、館内案内 ③ 選手団の要望への対応 (予定外の施設へ立ち寄ることのないようスタッフで対応)</p>	<p>自治体</p> <p>○宿泊事業者への確認</p>		
		<p>宿泊事業者</p> <p>④対応スタッフの管理 ⑤サポートする時以外は選手団との距離を2m以上とる ⑥フロントでの一般客への館内利用制限の案内 ⑦エレベーター利用制限案内設置</p>		<p>名簿の提出</p>
		<p>委託事業者・通訳</p> <p>⑧多言語案内書の作成、配布 ⑨COB及び競技責任者のリクエストへの対応 (必要物品の買い出しなど) ○その他必要な対策の実施</p>		
⑧選手のリフレッシュ方策の実施				
	<p>・選手の最高のコンディション作りに向けた取組の実施</p>	<p>宿泊事業者</p> <p>○ミーティングルーム(食事会場併用)の設置</p>		

⑨その他対策（消毒・換気・三密回避等）の実施			
共有物の消毒、換気の徹底、共有施設の三密回避、飛沫防止策等を実施する。	<p>① 三密回避のため対策の徹底（動線分離等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックイン作業は通訳が代行し、ルームキーをバス内で配布する。 ・一般客と同じエレベータを使用するため、一般客と同乗しないように選手及び一般客のコントロールをする。 <p>② 客室・食事会場等選手が利用する部屋の消毒対策の実施（特に高頻度接触箇所（エレベーター、リモコン等）の消毒に留意）</p> <p>③ 換気の徹底</p> <p>④ 飛沫対策</p>	<p>自治体</p> <p>○事業者への確認</p>	
		<p>宿泊事業者</p> <p>①選手宿泊エリアを一般客立ち入り禁止とする。</p> <p>②各ホテル対応を記入</p> <p>③委託事業者のフィジカルディスタンス確保対策への協力</p> <p>④エレベーター等共有箇所の消毒実施</p> <p>⑤消毒液の設置（玄関、ロビー、トイレ等）</p> <p>⑥空調、ドアの開放等の実施・換気設備等による常時喚起を行う。</p> <p>⑦アクリル板やビニールカーテン等の飛沫防止策の実施・破損チェック</p>	
		<p>委託事業者・通訳</p> <p>○宿泊事業者との調整、内容の管理</p> <p>①選手団のチェックインを代行し、客室のルームキーをバス内で配布する。</p> <p>②選手が移動する際一般客との距離を確保できるよう必要に応じてロープ等で隔離をする。</p> <p>③ロープが使用できない場合は露払いを行い一般客との距離を確保する。</p> <p>④エレベーター等一般客と共用で利用せざるを得ない箇所はアテンドが操作する。</p> <p>⑤各ホテル対応を記入</p>	<p>図「ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保」参照</p> <p>ホテルスタッフと連携し、エレベーターと選手団それぞれのコントロールをする。</p>
⑩過ごし方の説明			
<p>「新しい生活様式」等に基づいた館内での基本的な過ごし方について説明する。</p> <p>【例】</p> <p>マスク着用、社会的距離確保の上での共用施設（ロビー等）を使用</p>		<p>宿泊事業者</p> <p>○多言語案内書の作成、配布</p> <p>○ウェブサイトの紹介</p>	
		<p>委託業者・通訳</p> <p>○チェックイン時に、通訳によるホテル内での過ごし方の説明を行う</p>	

相手国・地域の対応	内容	備考
	● 3.「感染対策の基本的事項」を順守する。	
	● 「ブラジル選手団が順守する7つの基本ルール」を順守する。	
	● 室内管理方法に従った行動（清掃、シーツ・タオルの交換、洗濯物・ゴミ処理等）	実施事項⑤に準ずる。
	● ホテル内での行動はアテンド・通訳の指示に従う。	実施事項⑨に準ずる。
	● 選手等の行動を用務先（練習会場等）と宿泊場所の往復のみに限定する。それ以外の外出は原則禁止。	実施事項⑩に準ずる。
	● 原則施設内移動時は私語厳禁とする。	
● トイレ、お風呂、シャワーは原則自身の宿泊している客室の設備を利用し、一般客との共用部分は使用禁止とする。		

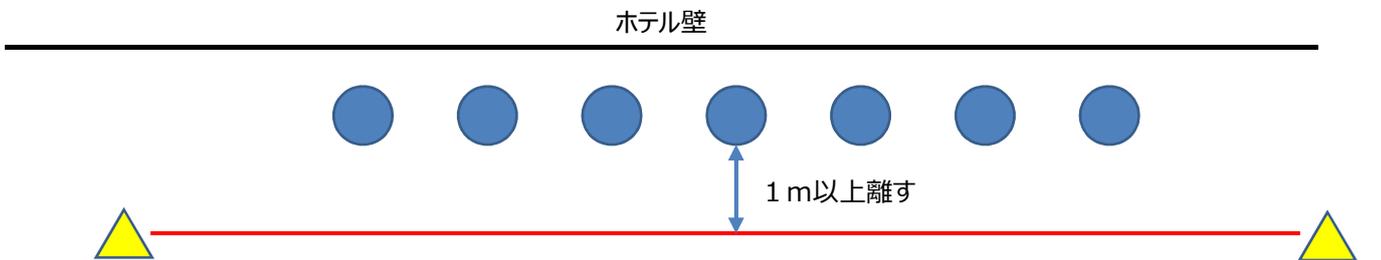
準備するツール等

ツール名	数量
マスク	
アルコール消毒液	
ロープ	

ツール名	数量

●ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保

● …選手 ▲ …通訳・ホテルスタッフ



選手動線図

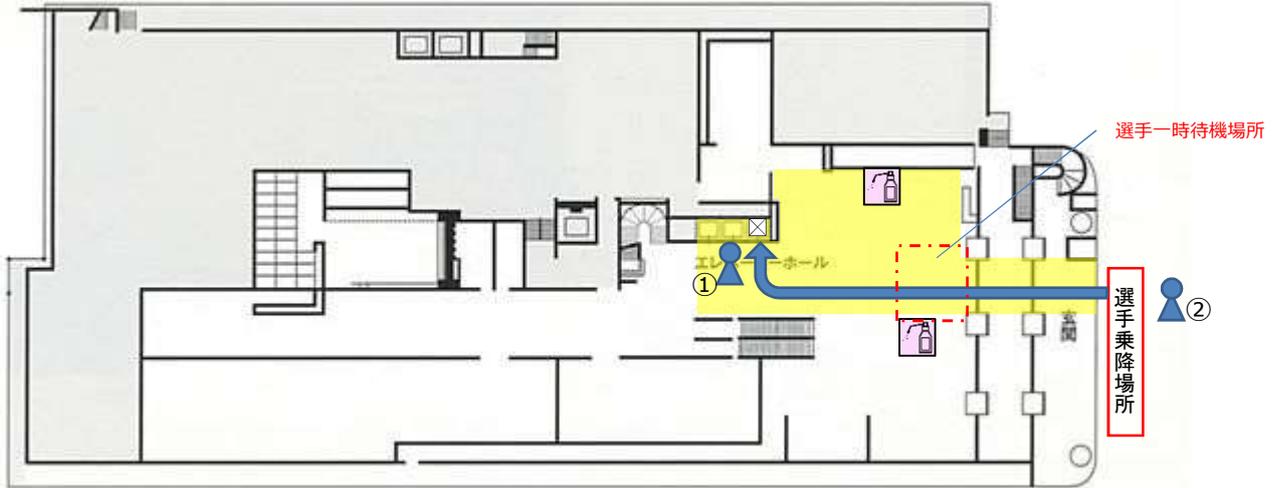
…選手動線と一般客動線が
ぶるエリア

※原則、上記エリア以外立ち入り禁止

…選手動線

…通訳・ホテルスタッフ

1F：選手出入口・フロント

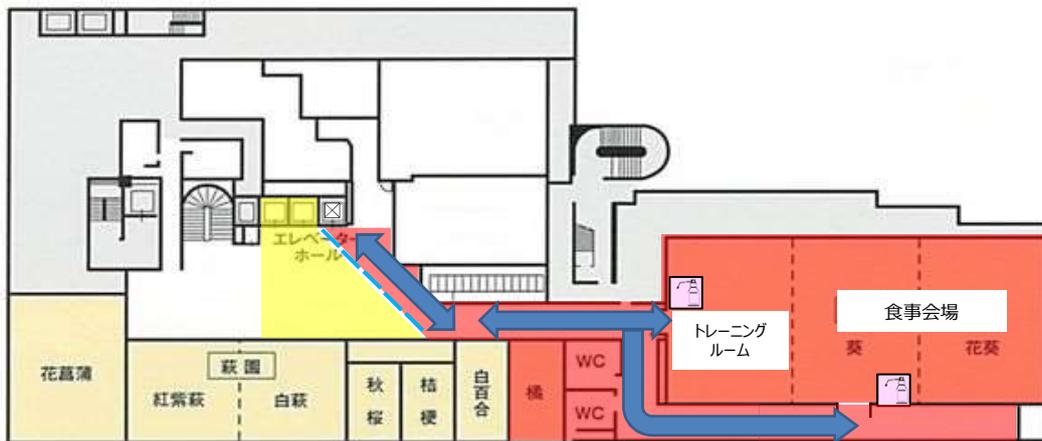


○エレベーターのソーシャルディスタンスの確保

①エレベーターホールのコントロール

②選手団の引率

2F：食事会場



宿泊階

<フロア貸し切り>

…選手動線と一般客動線がかぶるエリア

…選手専用エリア

※原則、上記エリア以外立ち入り禁止

…選手動線



看板

「ブラジル選手団が宿泊していますのでお立ち入りはご遠慮願います」の案内看板・パーテーション設置

場 所	ホテルコンコルド浜松		
相手国	ブラジル		
対応者	通訳1名／委託業者1名／ホテルスタッフ2名	近距離接触者	4名
備 考	・委託業者による選手等のアテンド ・施設の滞在時対応		

事前の検討事項等

自治体はコロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項		確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会に向け検討を推奨する事項例)		
① 食事会場の選定等			
<ul style="list-style-type: none"> ・食事会場は原則、個室とする。 ・フィジカル・ディスタンスの確保（テーブルの間隔を広げるなど） ・飛沫対策（アクリル板等の設置、横並び着席の推奨など） ・多人数の場合には食事時間をずらすなどの密にならない工夫 ・一般客との接触を避けた動線の確保と動線図の作成。 ・宅配等を利用した自室での食事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事会場：完全個室 ② フィジカルディスタンスの確保（動線分離） ③ 定期的な消毒 ④ 飛沫対策 ⑤ 換気対策 ⑥ 選手団へのマニュアル順守要請 	自治体 <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への確認 ⑥選手団への要請 	
		宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> ⑧会場レイアウトの作成 ⑧一般者との動線を分離の検討 ⑧HP等による一般客への事前周知 ⑨接触部位の定期的な消毒方法の検討 ⑨会場内の常時換気の検討 	
		委託事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①会場の確保 ②動線図の作成等 ③会場人数制限の検討(食事ローテーションの作成) ④会場レイアウトはスクール形式 	
② 従業員・選手等の体調管理等			
<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の体調管理等 ・選手等と近距離接触する従業員の2週間前からの体温測定記録及び体調チェック ・体調不良時の交代人員の確保 ○選手等の体調管理等 ・選手等への定期的な体温測定、記録等の実施 ・体調不良者発生時の連絡体制の整備（衛生管理責任者（NOC・NPC等が事前に選任し組織委員会に届け出された者）による自治体への報告スキームの整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 選手・従業員等の体調管理方法の検討（選手団に関する体調管理の詳細は5.「選手等のモニタリング調査やマニュアル違反時の対応等」に記載） ② 緊急時対応の検討（詳細は2.「関係者の役割と業務」及び7.「感染疑い者等発生時の対応」に記載） 	自治体 <ul style="list-style-type: none"> ④健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した健康チェックの要請 ④宿泊事業者の従業員の体調管理等の管理方法等の確認 ④体調不良者が発生した際の連絡体制の整備 	
		宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> ④2週間前からの健康チェックシートまたはモニタリングアプリでの体調管理の徹底 ④予備人員の確保 ④体調不良者等発生時の緊急連絡体制の整備 	
		委託事業者・通訳 <ul style="list-style-type: none"> ④体調不良者等発生時の緊急連絡体制の整備 	
③ 食事内容への配慮			
<ul style="list-style-type: none"> 選手等に提供する食事は組織委員会の調達基準、飲食提供戦略を参考に可能な限り「選手村」に近い提供を行うことが重要。ベストパフォーマンスを発揮するための食事（スポーツ栄養等にも対応）が求められるが、ホストタウン等の自治体の地元の食材を使って地域の食文化を楽しんでもらう工夫も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① アレルギー対策や大会に向けた栄養管理 ② 食事提供形式の検討 ②-1セットメニュー or ビュッフェ ②-2ビュッフェの場合、各メニューをどう提供するか（小皿提供、スタッフによる取り分けなど） 	自治体 <ul style="list-style-type: none"> ○事業者提示メニューの確認 ②選手団とのメニュー等の調整 	30日前までに相手国の了承を得なければならない
		宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> ②提供メニューの作成 	
		委託事業者・通訳 <ul style="list-style-type: none"> ②お膳等の個別提供とするかbuffetにするかなど食事方法の検討 	

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会に向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項例		
⑤ 食事会場までの動線の確保				
一般客との接触を避けた移動の実施	① フィジカルディスタンスの確保	自治体	○事業者の実施確認 ○選手への要請	
		宿泊事業者	④ブラジル選手団の動線の周知(使用するEVの周知等) ④会場までのアテンドの補助 ④必要であればロープによる選手の囲い込みを行う。	図「ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保」参照
		委託事業者・通訳	④会場までのアテンド ④手袋を配布し壁等への接触を防ぐ ④必要であればロープによる選手の囲い込みを行う。	図「ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保」参照
⑥ 従業員・選手等の体調管理等				
○従業員の体調管理等 ・選手等と近距離接触する従業員の2週間前からの体温測定記録及び体調チェック ・体調不良時の交代人員の確保 ○選手等の体調管理等 ・選手等への定期的な体温測定、記録等の実施 ・体調不良者発生時の連絡の徹底(衛生管理責任者(NOC・NPC等が事前に選任し組織委員会に届け出された者)による自治体への報告)	① 選手・従業員等の体調管理(選手団に関する体調管理の詳細は5.「選手等のモニタリング調査やマニュアル違反時の対応等」に記載) ② 緊急時対応(詳細は2.「関係者の役割と業務」及び7.「感染疑い者等発生時の対応」に記載)	自治体	④事業者の健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した体調管理の徹底 ④選手団の健康チェックシートまたはモニタリングアプリを活用した体調管理の徹底 ⑥体調不良者が発生した際の予備人員の確認	
		宿泊事業者	④健康チェックシートまたはモニタリングアプリによるスタッフの体調管理 ⑥体調不良者発生時の予備人員の導入・委託事業者等への連絡	
		委託事業者・通訳	④選手団・スタッフの体調管理 ⑥体調不良者等発生した時は緊急連絡体制により市へ連絡する	
⑦ 消毒とマスク着用				
選手等には食事開始までマスク着用と、入場時には手洗い、手指消毒の徹底を要請する。	① 衛生用品の準備 ② 選手の手指消毒、マスク着用の管理	自治体	○事業者への実施確認	
		委託事業者・通訳	④会場への消毒液の設置 ⑥移動前にマスク・手袋着用の確認、未着用の選手に配布 ⑥入り口での手指消毒の確認	
⑧ 食事中の行動				
食事中はマスクを外すことから、不要な会話、大声での会話を控えること、食事会場内を立ち歩く場合はマスクをし、会話をしないことを要請する。	① 食事中の会話の抑制 必要最小限の移動	自治体	④選手等への要請	
		委託事業者・通訳	④定期的な注意アナウンス ○必要に応じてホテル側とのコミュニケーション補助	
⑨ 間隔の確保等				
選手間のフィジカル・ディスタンスの確保(食事会場の面積に対し選手等の人数が多い場合は、食事時間をずらすなど密にならない工夫、飛沫対策の実施など)	① フィジカルディスタンスの確保 ④-1レイアウトはスクール形式 ④-2席間は1m以上確保	自治体	○事業者の実施確認 ○選手等への実施徹底	
		宿泊事業者	④間隔を開けた会場レイアウト	
		委託事業者	④食事中の選手団の管理	
⑩ 換気				
会場の換気を強化する。	① 会場内換気の徹底	自治体	○事業者への実施確認	
		宿泊事業者	④空調システムによる常時換気 ④会場ドア・窓の常時開放	

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会に向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項例		
① 食事型式				
選手等自らが料理を選択する方式（ビュッフェ形式）とする場合は、調理スタッフが感染防止対策（アクリル板設置等）を行った上で個別に料理を提供、必要に応じてあらかじめ小分けして提供する方法を導入する。その際、選手等はマスクを着用し会話を避け、ビニル手袋、個人専用トングを用いるなど工夫を図る。また飛沫を避けるためにアクリル板の設置や料理皿等にはカバーを覆うなどする。	【ビュッフェ形式】 ④ 提供メニューの使用食材、カロリー等の表示 ⑤ 対応スタッフ・会場における対策 ⑥-1 スタッフの衛生用品着用（マスク、フェイスシールド、専用手袋） ⑥-2 提供料理の衛生対応 ⑦ 料理提供方法 選手は使い捨てビニル手袋を着用し取り分ける ⑧ 食事終了後の衛生対策の実施 【セットメニュー形式】 ④ 同上 ⑤ 同上 ⑥ 同上	自治体	○事業者への実施確認	
		宿泊事業者	④料理のメニュー情報の表示	
			⑥-1衛生用品着用の徹底	
			⑥-2料理ケースにカバー装着	
			⑥-2選手のビニル手袋着用を義務化	
			⑦食事対応スタッフの配置	
			⑧スタッフと選手等のフィジカル・ディスタンス確保の徹底	料理提供時以外は2m以上離れる。
			⑨小皿メニューの用意	
			⑩食事会場のアルコール消毒	
⑪食事終了後のごみの廃棄				

相手国・地域の対応

内 容	備 考
● 3.「感染対策の基本的事項」を順守する。	
● 「ブラジル選手団が順守する7つの基本ルール」を順守する。	
● 食事会場入室時に手指消毒を行い、食事中以外はマスクを着用する。	実施事項⑦に準ずる。
● 指定された座席に座り、食事中は会話を控える。移動は必要最小限にする。	実施事項⑦⑧⑨に準ずる。
● 選手等自らが料理を選択する方式とする場合は手袋の着用、あるいは感染防止を策を行った調理スタッフのサービスを受ける。	実施事項⑩に準ずる。
● その他3「感染対策等の基本的事項」を遵守する	

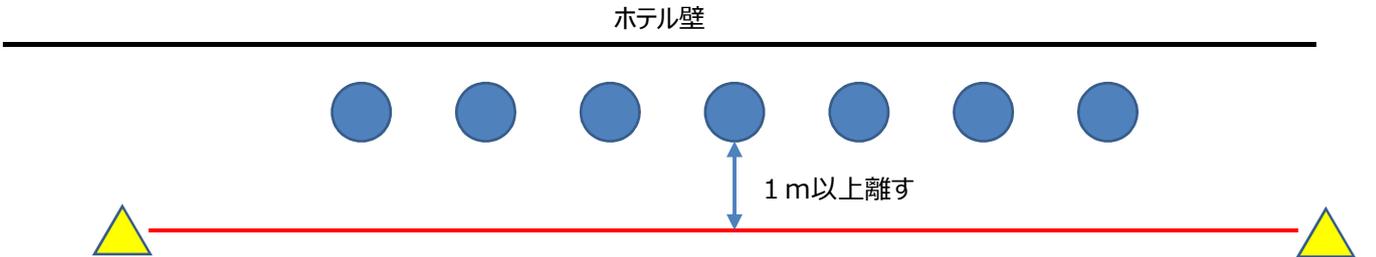
準備するツール等

ツール名	数量
マスク	
フェイスシールド	
アルコール消毒液	

ツール名	数量
ロープ	

●ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保

● …選手 ▲ …通訳・ホテルスタッフ



● 食事会場までの動線・レイアウト図

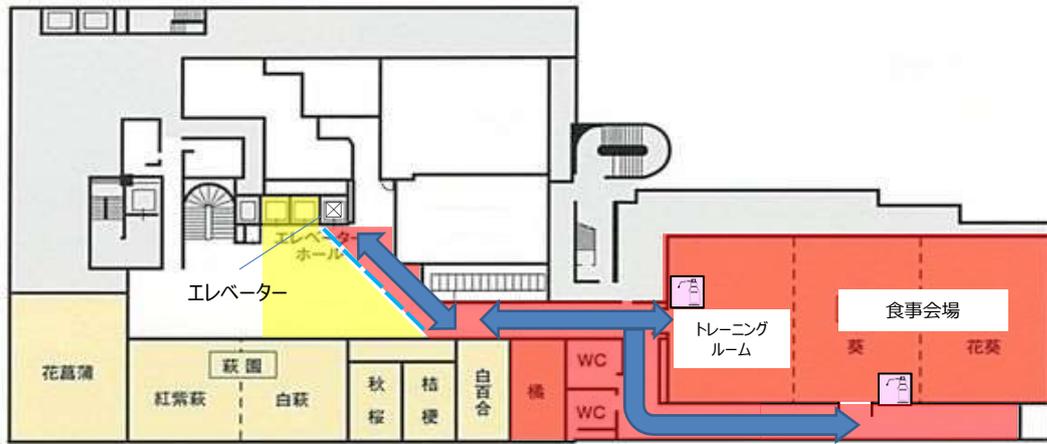
ホテルコンコルド浜松

動線図

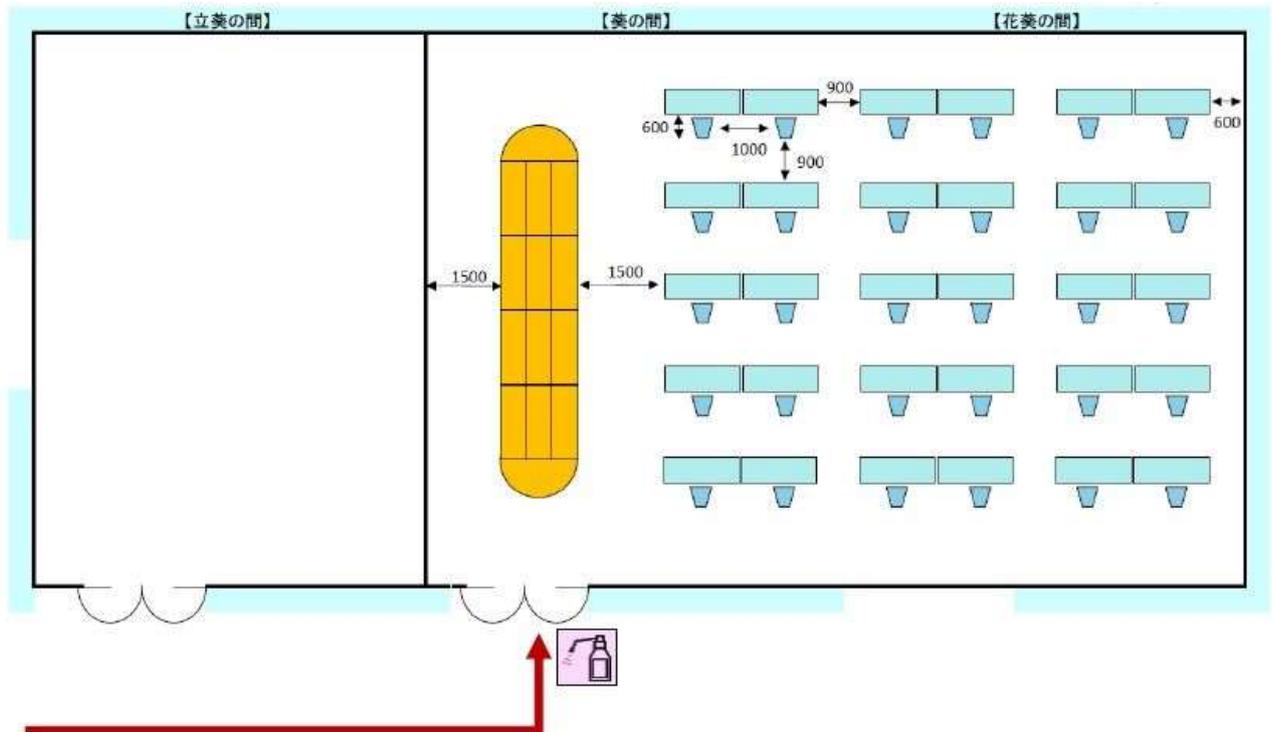
…選手動線と一般客動線がかかるエリア

…選手専用エリア

※原則、上記エリア以外立ち入り禁止



レイアウト図



D**練習(公開/非公開共通)**

場 所	さわやかアリーナ サブアリーナ		
相手国一行	13名(オリンピック卓球)		
対応する関係者	市担当者2名/会場運営業者5名/通訳1名	近距離接触者	8名
備 考			

1 ゾーニング(会場図)

対象者	立ち入り可能範囲	備考
選手等 ※1	選手エリア	
スタッフ ※2	施設全体	休憩・トイレ等は一般エリアとする
メディア ※3	施設全体	選手等と距離の確保 練習会場責任者の許可なく選手エリアへの立ち入り禁止 取材エリア(アクリルスタンド越し)のみ選手ヘインタビュ可 トイレは一般エリアとする
緊急の要務従事者 ※4	施設全体	選手エリアへは最低限の人員及び時間 トイレは一般エリアとする

※1 アスリートトラックを適用し日本へ入国している者(入国から14日間経過した者も含む)

※2 施設管理者、練習会場の運営スタッフ(事前合宿業務受託業者、担当市職員)

搬入業者のその用務による一時的な立ち入り可(用務に必要な時間に限る)

※3 事前に取材申し込みし、許可を得た者(選手エリア以外に立ち入ることは可)

※4 救急・消防・事件等の緊急の要務に従事する者

2 スタッフの対応**(1) 選手等到着前**

- A: 消毒作業スタッフは、選手等が会場内で触れる可能性のある箇所の消毒(※5)
- B: ドリンク類の準備(氷水の入ったクーラーボックス1つに水、スポーツドリンクを3:1で満載)
- C: アイシング用の氷をチャック付き袋5枚それぞれに入れ、口を締め冷凍庫に保管
- D: 雨が降込まない限り、会場の全ての窓を開ける
- E: 空調機器の稼働

(2) 選手等到着時

- A: 消毒作業スタッフは、選手等の動線上で触れる可能性のある箇所の事前消毒(※5)
- B: 選手等到着時、あいさつのための発声は最低限、選手等との身体的接触は厳禁(可能な限り距離を取る 2m以上)
- C: すべての窓を閉め、青幕を壁一面に広げる。(外からの光が入らないようにする)

(3) 選手等練習中

- A: 選手等の要望は、選手側代表者から練習会場責任者へ伝えられる(仲介通訳あり)
- C: 選手等がトイレ等により一般エリアに立ち入らないよう注意する
- D: ドリンク・氷などの提供は、手渡しにならないよう、机の上に置いたものをもってもらうものとする
- E: 消毒作業スタッフは選手エリアを巡回し、30分に1回以上の消毒作業(※5)を実施

(4) 選手等退館時

A：選手等退館時、あいさつのための発声は最低限とし、選手等との身体的接触は厳禁
(可能な限り距離を取る 2m以上)

B：消毒作業スタッフは、選手が触れた箇所の消毒(※5)

※6 「4 施設の消毒」の項目を参照

3 練習会場での手指等消毒(※6)

対象者	タイミング	消毒方法	備考
選手等 ※1	①練習会場到着時 ②練習中 1回/1時間 ③サブアリーナから出る際 ④サブアリーナへ入る際 ⑤練習会場退館時	アルコール消毒液	
スタッフ ※2	選手等と同じ	アルコール消毒液	選手等と接触及び物品の共有があれば都度消毒
メディア ※3	①会場到着時 ②トイレ等利用後 ③会場退館時		
緊急の用務従事者 ※4	①会場到着時 ②トイレ等利用後 ③会場退館時		協力お願い

4 施設等の消毒

①対象箇所

(1) 練習会場 (サブアリーナ)

- ・椅子
- ・机
- ・冷凍庫・クーラーボックス (取っ手部、通常触れる箇所)
- ・清掃用具 (持ち手)

(2) 施設内共用箇所 (選手エリアのみ)

- ・手すり
- ・扉 (取っ手部)
- ・電気等スイッチ

(3) トイレ

- ・洗面台

②消毒実施者

- ・練習会場における会場運営業務受託者のうち消毒作業のみを行うスタッフ
- ・必要に応じて、施設管理者または市職員

③消毒方法

(1) 使用物品

- ・消毒用アルコール (濃度76.9%~81.4% ガイドライン等都度確認)
- ・清潔なタオルやペーパータオル (清浄な状態を維持)

(2) 方法

A：手首まで手袋をする。

B：消毒用アルコールを対象箇所に噴霧しふき取る。

C：清潔なタオル等で一方向に拭く。（往復をしない）

※電気機器はスイッチが入っていない状態で、清潔なタオルやペーパータオルにアルコールを含ませ拭く。（運転中の機器は使用前後のみとする）

※汚れがあるものに対しては、その汚れを拭き取ったのちにB～Cの手順で行う。

(3) タイミング

・30分毎に実施

・トイレは可能な限り選手等の利用直後に実施

5 メディア対応（取材可能日のみ）

①基本事項

・メディアは取材可能日のみ入場可能

・取材には事前申し込みが必要

・取材可能日以外の入場は、見学者と同レベル（取材可能日以外の写真は掲載不可）

・取材時には機関名の記載された腕章またはビブスなどを着用

・健康観察シート・行動管理シートの記入と提出

・当日発熱や体調不良の者は、入場禁止

②取材

・取材の方法は、選手団の指示に従う（相手、場所、タイミングなど）

・取材にあたり必要な通訳などは各メディアが用意（一部は市又は選手等が通訳を手配）

・取材は、フィジカルディスタンス（2m以上）を確保した上で、15分を超えない

・取材はアクリルスタンド越しで行う

6 選手団合宿受け入れ関係スタッフの遵守事項

遵守事項

・定期的な手洗い及び手指消毒（1回／1時間、トイレ使用后・入館・退館時は必須）

・マスクの効果的な着用（飲食時を除く、マスクの未装着時の会話禁止）

・スタッフ間のフィジカルディスタンス（2m以上）確保

・従事する日の14日前から従事終了の14日後まで健康観察シートを記録

・従事する日の14日前から従事終了日までの行動管理シートを記録

・当日、発熱（37.5℃）または体調不良（風邪症状）の者は従事できない

・接触確認アプリの事前インストール及び機能させる

・選手等との身体的接触禁止

・選手等とのフィジカルディスタンス（2m以上）確保

・選手等との不要不急の会話禁止

・選手等の使用した物品は、有効な対策（物品の消毒や手袋着用など）なしに触れない

・選手等の介助等は可能な限り避け、やむを得ない場合（フィジカルディスタンスを確保できない場合を含む）には、速やかに手指消毒を行い市職員へ報告すること

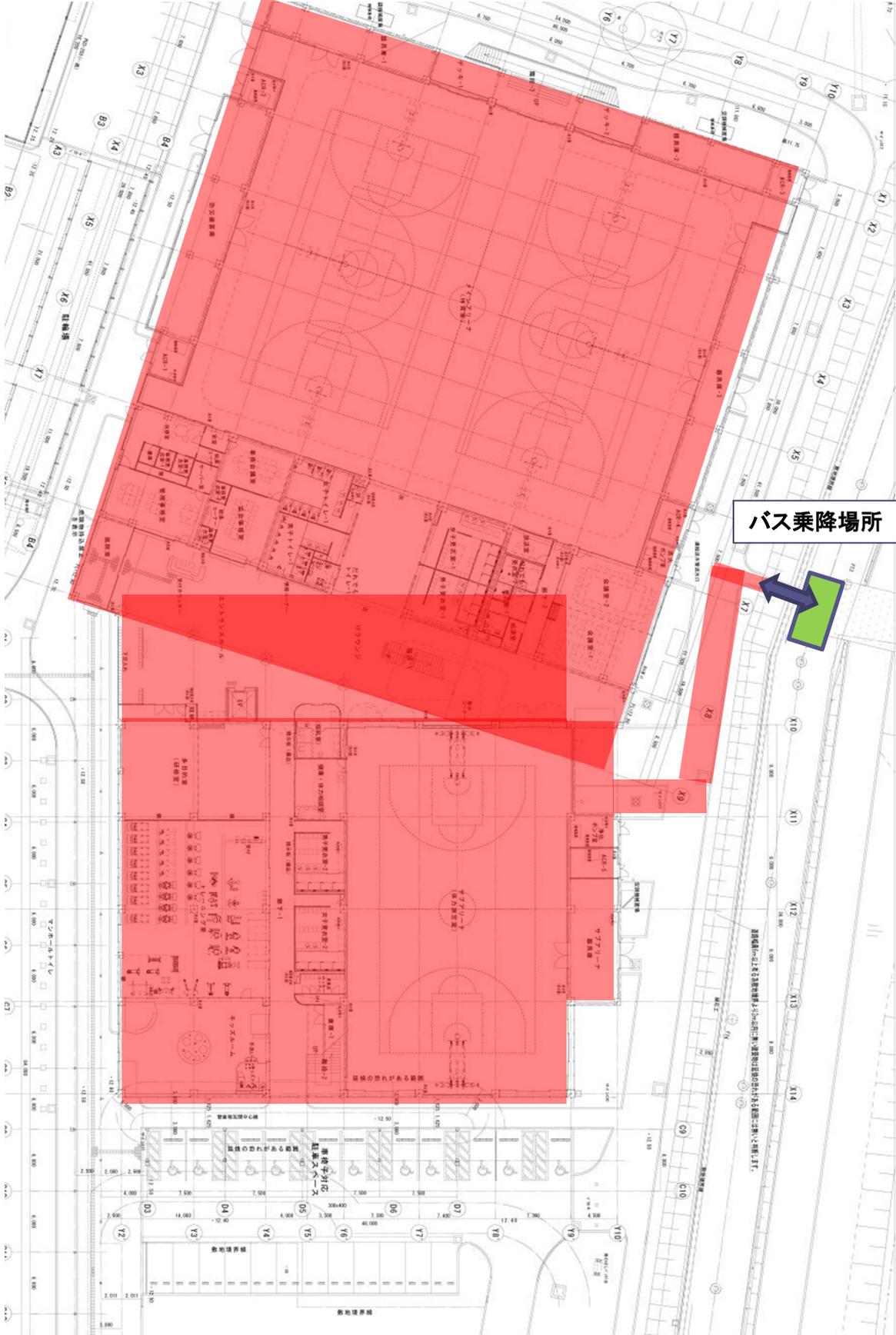
※報告内容は、「いつ」「どこで」「だれに」「どのように」「どの程度」とする。（職員は内容を記録する）

・最後に従事した日から2日後までに体調不良などがあった場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡するとともに、練習会場責任者へ連絡する

・新型コロナウイルス患者の濃厚接触者は、検査が陰性であっても14日間は従事不可

・従事後に濃厚接触者と認定された場合、練習会場責任者へ連絡する

オリ卓球選手団による貸切利用



バス乗降場所

選手エリア

場 所	ホテルコンコルド浜松		
相手国	ブラジル連邦共和国卓球・新体操競技		
対応者	通訳1名／委託業者 1 名／ホテルスタッフ2名	近距離接触者	4名
備 考	・委託業者による選手等のアテンド ・施設の滞在時対応		

事前の検討事項

自治体は新型コロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (大会向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項		
①選手村等への移動に際して必要な事項の検討				
・入村時等一時的に3密が想定される場面における混雑緩和方策等の組織委員会の方針を踏まえた対応（*検査については⑥参照）	④選手村入村時間等の調整、入村情報の関係機関との共有（*今後の議論を踏まえ対応を検討） 情報共有団体:選手村 オリパラ事務局 委託業者 共有事項:ホテル出発日・時間 選手村到着予定時間 各選手検査実施状況 (コロナ陰性証明含む)	自治体	④入村時間の調整及び情報共有	国の指針確認中
②チェックアウトまでの動線と間隔の確保（特にフロア貸し切りの場合）				
・不特定多数との接触を行わないようにするとともに、フィジカル・ディスタンスを確保した上での客室から玄関までの移動（動線の確保）	④スムーズなチェックアウト方法検討 ④-1チェックアウトまでの待機場所の確保 ④-2バスまでの動線確保 ④-3荷物等の積込方法の検討 ※前日積込することにより チェックアウト当日の混雑緩和	自治体 宿泊事業者 委託業者	○事業者への確認 ○選手団への協力要請 ④-1チェックアウトまでの待機場所の提供 ④-2バス等の専用車への速やかな誘導方法・動線の検討 ④-4前日までに荷物を搬出できるよう調整	
③チェックアウト時の清算・忘れ物対応の検討				
	④チェックアウトの代行調整 ④選手等の忘れ物への対応 ビニール袋に入れて密閉して送付するなどコロナ対策の検討	自治体 宿泊事業者 委託事業者	○事業者の対応方法を確認 ④委託事業者によるチェックアウト代行の了承 ④コロナ対策したうえでの忘れ物対応の検討 ④チェックアウト代行できるようホテルと調整 ④コロナ対策したうえでの忘れ物対応の検討	
④選手村入村72時間前を目途にしたスクリーニング検査の実施方法等の検討				
本マニュアル6.「検査」を参照		自治体 検査機関等		

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業界別ガイドラインレベル)	基本的対策事項 (大会向け検討を推奨する事項例)	各主体の具体的実施事項		
①選手村入村72時間前を目途にスクリーニング検査の実施				
本マニュアル6.「検査」を参照		自治体	6.「検査」を参照	
		検査機関等	6.「検査」を参照	
②その他、選手村等への移動に関して必要な事項の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動経路、動線確認 ・選手村への輸送手配確認 (練習用具等の輸送に別車両が必要な場合は、選手等の乗車バスと同期した移動を確保) 	自治体	B-1 域外移動を参照	
		事業者	B-1 域外移動を参照	
③チェックアウトまでの動線と間隔の確保				
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数との接触を行わないようするとともに、フィジカル・ディスタンスを確保した上でのチェックアウトとバス等への移動 	<ul style="list-style-type: none"> ① バスへの乗車までの待機 食事会場で待機する。 ② バスへ速やかに移動する ③ 出発前最終確認 	自治体	◎委託事業者との実施事項の確認	
		宿泊事業者	①出発時間直前まで待機場所を提供	
		委託事業者	①選手への宿泊部屋待機要請	
			②ルームキー返却等のチェックアウト代行	
			③出発時間の呼びかけ	
	④選手等の密を避けた誘導・動線の確保等の実施			
	◎PCR検査受診結果確認			
	◎選手の最終体調チェック ※非接触型体温計での体温測定 ※健康チェック用行動管理シートの回収・確認 ※体調のヒアリング			
	◎忘れ物等ないか確認			
④感染防止策の実施				
<ul style="list-style-type: none"> ・三密回避 ・マスクの着用及び会話自粛の要請と確認。 ・その他感染症対策等の基本的事項の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ① マスクの着用の徹底 ② 移動時の会話の制限 ③ 一般客とのフィジカル・ディスタンスの確保 	自治体	○感染防止対策の周知徹底	
		委託事業者・通訳	<ul style="list-style-type: none"> ①②選手団の感染防止対策の実施確認 ③選手が移動する際一般客との距離を確保できるように必要に応じてロープ等で隔離をする。 	
				図「ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保」参照

チェックアウト時のフロー図

チェックアウト前日

統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ① チェックアウトする選手団の情報をアテンド(委託業者)と共有する <ul style="list-style-type: none"> <共有する情報> ✓ 選手団人数・名簿 ✓ PCR受診状況 <p style="text-align: right;">国の指針確認中</p>
------	---



チェックアウト当日

アテンド	<ul style="list-style-type: none"> ① 選手待機部屋(各宿泊部屋)を回り、選手団の健康状況を確認。 <ul style="list-style-type: none"> <確認項目> ✓ 非接触型体温計による体温測定 ✓ 健康チェックシートの回収 ✓ 当日の体調ヒアリング ② 選手団からルームキー等チェックアウトに必要なものを預かり、チェックアウト代行する。 ③ 出発準備後、統括本部に報告する。
------	---



選手団	<ul style="list-style-type: none"> ① ルームキー等チェックアウトに必要な物品を提出 ② 体調チェックを受ける
-----	--



ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ① チェックアウト業務
-----	---



統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ① アテンドから報告を受けたら、内容を確認し、出発許可を出す。
------	---

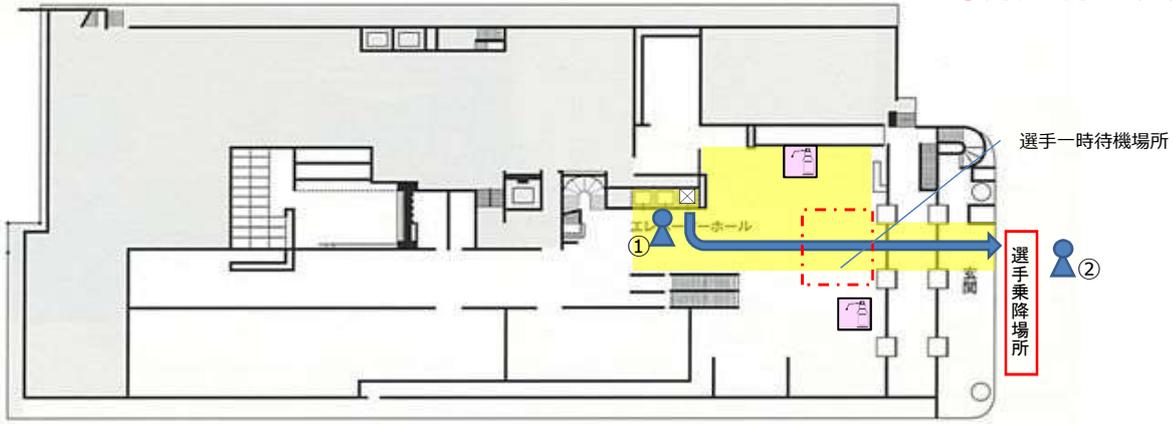


アテンド	<ul style="list-style-type: none"> ① 統括本部から許可が出たら、一般客とのフィジカル・ディスタンスを保ちながらバスに乗車し出発する。
------	---

選手動線図

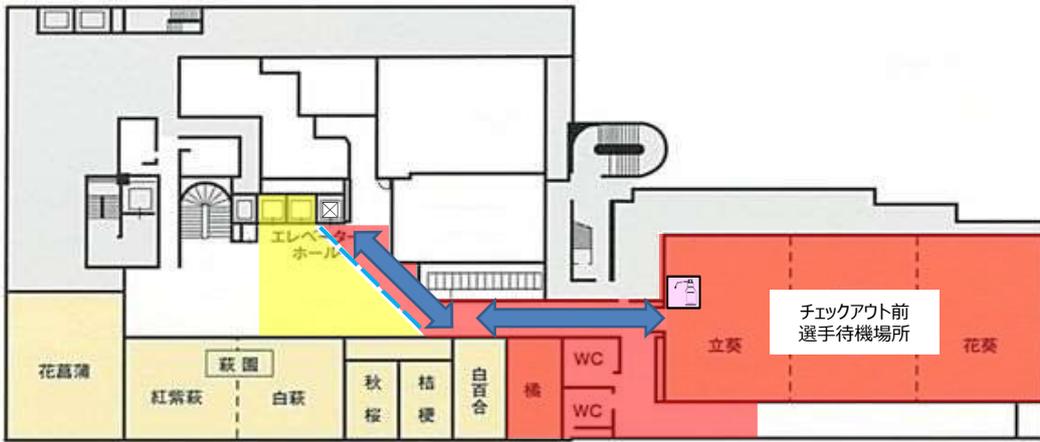
1F：選手出入口・フロント

- …選手動線と一般客動線がかぶるエリア
- …パーテーション
- ※原則、上記エリア以外立ち入り禁止**



- エレベーターのソーシャルディスタンスの確保 (スタッフ配置)
- ①エレベーターホールのコントロール
- ②選手団の引率

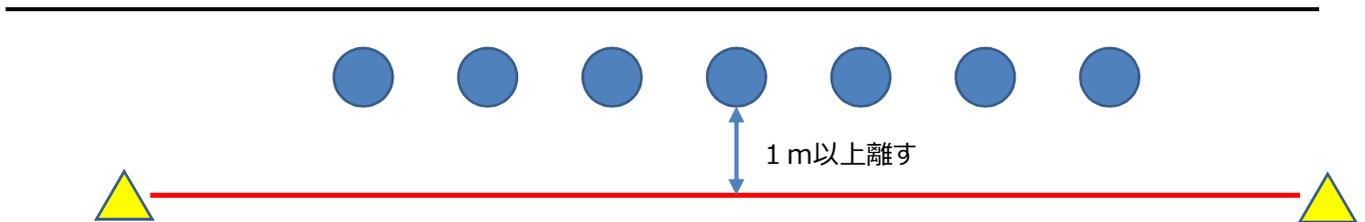
2F：食事会場



- ロープによる一般客とのフィジカルディスタンス確保

- …選手
- …アテンド

ホテル壁



F

ホストタウン交流（COB）

ホストタウンは、東京大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るものである。ブラジル選手団の事前合宿では、選手等と住民が出会える貴重な機会であり、浜松市の魅力を選手等を通じて世界に発信する絶好の機会でもある。以下のとおり感染症対策をとりつつ、可能なかぎりホストタウン交流を実施する。

1 東京大会出場のための来日より前

○オンライン等で相手国・地域の選手・住民等との交流を深める。

2 来日～東京大会出場前（事前合宿時）

○選手等との接触が生じない形態での交流を原則とし、感染防止策を講じた上で、以下の交流を可能なかぎり実施する。

場 所	雄踏総合体育館外(柔道練習会場)		
相手国一行	柔道選手団(5名)		
対応する関係者	市担当者2名/会場運営業者4名/通訳1名/施設管理者1名	近距離接触者	通訳1名
備 考			

※植樹を行うのは選手団のみとする。

※植樹の取材に関しては「D 練習（公開/非公開共通）5 メディア対応」を参照。

・各練習会場の一般利用者エリアにおける横断幕、拍手など創意工夫を凝らした応援・激励
 ・各練習会場の一般利用者エリアにおける記念品の贈呈等。動線は「D 練習（公開/非公開共通）」を参照。

※贈呈された記念品は、浜松市が直接CPBの事務局に郵送するか、選手団の持ち物と一緒に選手村に郵送するか調整を行う。

・オンラインを活用した交流及び配信

3 帰国後

○1～3の成果を活かし、さらに交流を継続・発展させる。

相手国・地域の対応

内容	備考
●手洗い、手指消毒の徹底。唾や痰を吐き捨てないなどの遵守	機会があるたびに手指消毒を実施。
●間隔をあけて定められたエリアにて行動する。	
●利用中に大きな声で会話をしない。	
●握手、サイン、ハイタッチ等のファンサービスによる一般客との接触の禁止	
●ゴミはビニール袋に入れて密封しゴミ箱に捨てる。	浜松市がビニール袋とゴミ箱を用意する。
●その他感染対策の基本的事項の実施、コーチ等のチームスタッフの実施徹底	

交流参加者の対応

内容	備考
●健康チェックシートを提出し、行動制限を遵守する。	
●交流場所入場時に手指消毒をする。	
●お互いの間隔（2m程度）をあけて定められたエリアにて行動する。	
●マスクを着用し、大声で話をしない。	
●喫煙所の使用の禁止。唾や痰を吐き捨てないなどの遵守	
●食べ物の持ち込みは禁止する（なお、飲物は熱中症対策の観点から最小限のものは認める）	
●新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」への登録を検討する。	
●ゴミはビニール袋に入れて密封し持ち帰る。	各自でビニール袋を用意し、持ち帰る
●事前に配布した指示書や自治体スタッフの指示に従わない場合は退場を命じるなど、ルールを徹底を図る。	
●その他感染対策の基本的事項の実施	

取材者（マスコミ）の対応

内容	備考
●健康チェックシートを提出するなど体調管理を徹底する。	
●交流場所入場時に手指消毒をする。	
●お互いの間隔（2m程度）をあけて定められたエリアにて行動する。	
●マスクを着用し、大声で話をしない。	
●喫煙所の使用の禁止。唾や痰を吐き捨てないなどの遵守	
●自治体スタッフの指示に従う。	
●食べ物の持ち込みは禁止する（なお、飲物は熱中症対策の観点から最小限のものは認める）	
●新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」への登録を検討する。	
●その他感染対策の基本的事項の実施	
●選手等とは動線を分離する。	
●最低限の人数で取材対応する。	
●インタビューや撮影が必要な場合は2メートル程度の間隔をあける。またアクリル板等を設置し飛沫対策に配慮する。	浜松市は取材場所とアクリル板を用意する。
●握手などの身体的接触は行わない。	
●マイクは複数用意し、インタビュアーとは別のものを使用し（随時消毒が必要）、インタビュアーは記録席前など選手と離れた位置から質問する。	
●マイクを複数用意できない場合は、インタビュアーと選手は横並びで同じ方向を向い、マイクを交換しながら話す（両者間は2m以上離れる）。	

下記の行動ルール等の遵守、及び団員の健康等を管理するため、コロナ対策責任者を選任し、組織委員会に届け出る。コロナ対策責任者は、各団員が行動ルール等に従って行動するよう管理し、その遵守について責任を負う。

1 モニタリング（体調管理）

（1）体調管理

- ・選手等は、入国14日前からの行動管理及び健康管理を徹底する。
- ・選手等は毎日午前・午後の2回体温測定をし、組織委員会が提供するアプリに入力する。問題がある場合は、あらかじめ定めたブラジル選手団のコロナ対策責任者を通じて、浜松市担当者及び必要に応じて組織委員会への報告を行う。
- ・組織委員会が提供するアプリをブラジル選手団のコロナ対策責任者が毎日確認し、健康管理を行う。
- ・特に、選手等とアテンド等近距離接触者のいずれかに陽性者が出た場合に濃厚接触者とならないよう意識した行動を双方で実施する。
- ・検査に関わるルールについては、「6 検査」を参照する。

（2）アプリについて

- ・選手等は、接触状況の把握、健康観察、位置情報の保存・活用、検査情報等を効果的に把握する各種アプリを、常時所有の携帯電話に導入し使用する。
- ・浜松市は、浜松への到着した際にブラジル選手団のコロナ対策責任者に対しアプリ（COCOA、健康管理、位置情報）のダウンロードを確認する。

2 滞在先・用務先の制限等

- ・浜松市は、選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握をする。
- ・競技会場、練習会場等の組織委員会が管理を行う施設（以下「組織委管理施設」という。）のほかに、ハイパフォーマンスセンター等の選手の競技パフォーマンス向上に供するための施設等を用務先とすることができる。後者については、組織委管理施設と同等の衛生基準を満たし、所定の手続き（ブラジル選手団による事前の申請等）が行われることにより、用務先として追加することができる

3 違反時の対応について

- ・行動ルール等に関する措置への不遵守や拒否等の場合、一定の改善勧告を行い、なお改善が見込めない場合は組織委員会と連携し厳正に対応する。
- ・改善勧告のルールは「マニュアル違反者に対する改善勧告における体制とフロー」を参照する。
- ・違反時のルールは、その重要性や違反の度合い等に鑑みて、組織委員会がIOC、IPC等と協議の上、設定する。

＜マニュアル違反者への改善勧告における体制とフロー＞

【マニュアル違反者等】

- 行動ルール等に関する措置への不遵守や拒否等を行う者
- 感染症の疑いがあるにも関わらず周囲への感染リスクを抑えない者
- 上記以外で感染症対策において不適切な行動をする者

浜松市の担当者が選手等が行動ルール等に関する措置への不遵守や拒否等を行ったことを確認
例：行程外の行動をした、浜松市の待機指示に従わず練習を行った など

通訳を通じ、COB・CPBに事実確認及びコロナ対策責任者が改善勧告



違反者が従えば完了

改善勧告に従わない場合の対応

浜松市担当者が、ルール違反に関する報告書を作成



文化振興担当部長・スポーツコミッション推進担当課長へ報告



組織委員会へ報告・連携し、その重要性や違反の度合い等に鑑みて厳正に対応

6 検査

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議における「変異株に対応した追加的な対策について」を踏まえ、以下の検査の実施に関する手引きの改訂版に沿って、検査等を実施する。

なお、選手等の自治体における検査については、70頁と75頁に体制及びフローを整理したので参考とされたい。

ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施について（手引き改訂版）

1. 入国後の検査の基本的考え方

- ① ホストタウン及び事前キャンプ地(以下「ホストタウン等」という。)に滞在中の選手等については、出入国時の検査、入国後の健康管理、行動ルール・移動ルールの徹底的な遵守を前提とした上で、ホストタウン等の自治体において、原則、毎日検査を実施する。その際、地域の保健・医療機能に支障を生じないように配慮する。
- ② 選手は陽性と判定された場合、大会出場の可否にかかわる中で、検査の実施に当たり、偽陽性が生じる可能性が一定程度あることを踏まえ、陽性を示唆する検査結果が出た場合には、再検査の実施を含めた対応を行う。
- ③ 検査の日程については、あらかじめ予定表を作成する。

2. ホストタウン・事前合宿地でのスクリーニング検査について

(入国後14日間（入国日が異なる者同士が接触した場合は、接触日から起算して14日間）または大会出場期間までに限る)

(1) スクリーニング検査

- ① 選手等について、原則、毎日スクリーニング検査を実施することとする。
- ② ホストタウン等以外の滞在場所や空港等との移動を行う日において、他の場所（入国空港、選手村、他のホストタウン等）において、選手等が本ルールに定めるスクリーニング検査と同等の検査を受け、かつ、当該結果をホストタウン側が把握できる場合には、当該ホストタウン等での検査を行う必要はない（必要に応じて、前後の滞在場所との調整を行う）。
- ③ ホストタウン等におけるスクリーニング検査については、無症状者への検査であることを踏まえ、有効性が認められている抗原定量検査又はPCR検査等の遺伝子検査で実施することとする。その際、無症状者に対する行政検査として用いることができる検査方法により、実施することとする。
- ④ スクリーニング検査の検体は、唾液とする。
- ⑤ 検体が選手等本人から確実かつ適切に採取されていることの確認を行う。

(2) 再検査

- ① スクリーニング検査において、陽性を示唆する検査結果が出た場合には、速やかに医師の診察を受けることとする。医師の診察により感染していると診断された場合、陽性確定とする。感染していると診断されない場合には、当該選手等を個室等で待機させた上、速やかに、再検査を実施する。
- ② 偽陽性の可能性等も考慮して複数の検体（唾液または鼻咽頭ぬぐい液）により再検査を実施することとする。

6 検査（続き）

- ③ 複数の検体の再検査について、一方はスクリーニング検査の枠組みを利用できるとし、もう一方は当該スクリーニング検査以外の機関を利用するものとする。
- ④ 再検査対象者について、再検査の結果が判明するまでの間は、滞在宿泊施設において個室の環境が確保されている場合には、当該施設で待機することを基本とし、個室の環境が確保されていない場合には、暫定隔離場所を確保し、当該隔離場所で待機する。
- ⑤ 再検査を含めた診察の結果、感染していると診断された場合には陽性確定となることから、保健所の指示に従い、隔離措置を行う。その際の対応については、保健所と事前に協議しておく。

（3）陽性確定者の扱い

陽性確定となった選手等は、退院基準（宿泊療養の解除基準）を満たし、就業制限が解除された場合、ホストタウン等での練習や選手村への入村、競技への参加が認められる。

3. ホストタウン等の関係者への検査について

（入国後14日間（入国日が異なる者同士が接触した場合は、接触日から起算して14日間）または大会出場期間までに限る）

① 選手等に一定の接触がある可能性のあるホストタウン等の関係者については、選手等と接触が行われる期間、原則毎日検査^{※1}を実施するとともに、帯同・活動中は必要な行動管理の実施、前後の14日間健康フォローアップを実施する。

※1：選手団との合流時に結果が判明している検査を事前に実施し、それを初日の検査と位置づける。

② その他のホストタウン等の関係者については、必要な頻度で検査を実施（選手等との合流時^{※2}、合流期間中必要な頻度^{※3}、離脱時）するとともに、必要な行動管理の実施、前後14日間の健康フォローアップを実施する。

※2：合流時には結果が判明していること

※3：選手等と何らかの接触がある者は4日に一度、選手等との接触が限定的な者は7日に一度（詳細は別途提示する）

③ 検体は、唾液とする。

④ 陽性確定となった者は、活動に参加させない。

4. 事後交流型ホストタウンにおける検査について

（大会参加後かつ選手等の入国後14日間経過後）

事後交流等のためにホストタウンを訪問する選手等やホストタウン側の関係者については、選手等側ないし自治体から要望があった場合、検査を実施する。

検査結果の関係機関への共有

選手等への検査結果について、保健所や組織委員会等の関係者と速やかに共有する。

6-1 検査（選手等）

場 所	THE HAMANAKO／ホテルコンコルド浜松／ホテルオークラアクティシティ浜松／ホテルクラウンパレス浜松 北の庭 THE KURETAKESO		
相手国一行	76名（オリンピック）+ 388名（パラリンピック）		
対応する関係者	各ホテル 市担当者1名／検体採取立会者2名／通訳1名	近距離接触者	4名
備 考	・選手等から本人の検体を適切なタイミングで採取できることの担保策の確保が必要		

今後の検討を踏まえ追記・検討を予定する事項等

①選手村入村にあたって行うべき事項の整理等を踏まえた修正。

事前の検討事項

自治体はコロナ対策感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項		
①検査機関及び検査方法の選定				
・入国後のスクリーニング検査は、唾液によるPCR検査、又は抗原定量検査を基本とする。	・抗原定量検査又はPCR検査等の遺伝子検査を実施可能な検査機関等を選定 ・スクリーニング検査の検体は、唾液とする。 ・偽陽性の可能性等も考慮して複数の検体（唾液または鼻咽頭ぬぐい液）により再検査を実施 ・複数の検体の再検査について、一方はスクリーニング検査の枠組みを利用できることとし、もう一方は当該スクリーニング検査以外の機関を利用する	宿泊事業者 検査機関等 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ選手等の規模に応じて24時間以内に検査を実施可能な検査機関を選定 ・検体の採取は2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを参考として準備 		検査方法：唾液によるPCR検査 検査機関：静岡県が契約する業者
②宿泊施設内の検体採取場所等の確保				
	<ul style="list-style-type: none"> ・検体が選手等本人から確実に採られていることの確認を行う ・検体採取時の感染拡大防止策を講じる。 	宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・他の宿泊者が立ち入らない検査場所の調整 検査機関等 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・選手等本人の検体の採取が確実に行われるよう監視者の同席など採取的的確性担保策を講じ、適切な場所を設定 ・感染拡大防止策の検討（例：採取場所の採取者ごとの消毒） 		【THE HAMANAKO／ホテルオークラ】 宿泊階のエレベーターホールを検体採取場所とする（動線分離不要） 検体採取場所のフロアに滞在していない者は、選手専用エレベーターで階を移動する 【コンコルド／クラウンパレス／北の庭】 各移動動線図参照 各検体採取会場では、アクリルパーティション等で飛沫対策。立会者は防護服、マスク、フェイスシールド、ゴム手袋着用

実施事項			確認	備考	
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項			
③検査日程の予定表の作成					
<p>・海外から来日するアスリート等については、入国後、事前キャンプ地、ホストタウン、選手村において、原則毎日検査を実施する。</p>	<p>・検査の日程については、あらかじめ予定表を作成する。</p> <p>・ホストタウン等以外の滞在場所や空港等との移動を行う日において、他の場所（入国空港、選手村、他のホストタウン等）において、選手等が本ルールに定めるスクリーニング検査と同等の検査を受け、かつ、当該結果をホストタウン側が把握できる場合には、当該ホストタウン等での検査を行う必要はない（必要に応じて、前後の滞在場所との調整を行う）。</p>	宿泊事業者		<p>5人同時に検体採取</p> <p>日ごとの受検者リストを作成し、検査機関・NOC/NPCと共有</p> <p>スクリーニング検査陽性判定時は、フローに従う</p>	
		検査機関等	<p>・自治体との調整</p>		
		自治体	<p>・受入れ国NOC/NPCに入国日程、選手村入村日程等を確認し、検査日程を作成</p> <p>・スクリーニング検査で陽性となった場合の再検査の実施についても計画しておくこと</p> <p>・ホストタウン等以外の滞在場所や空港等との移動を行う日において、他の場所で、選手等が本ルールに定めるスクリーニング検査と同等の検査を受検する日を確認し、必要に応じて、前後の滞在場所との調整を実施。</p> <p>・検査機関と検査の実施日程について調整</p>		
④スクリーニング検査で陽性が得られた場合の再検査					
<p>・検査で陽性の結果が出た場合、偽陽性等の可能性等も考慮して複数の検体による再検査を実施し結果を確認する。</p>	<p>・スクリーニング検査において、陽性を示唆する検査結果が出た場合には、速やかに医師の診察を受けることとする。感染していると診断されない場合には、当該選手等を個室等で待機させた上、速やかに、再検査を実施する。</p> <p>偽陽性の可能性等も考慮して複数の検体（唾液または鼻咽頭ぬぐい液）により再検査を実施することとする。</p> <p>複数の検体の再検査について、一方はスクリーニング検査の枠組みを利用できることとし、もう一方は当該スクリーニング検査以外の機関を利用するものとする。</p> <p>・再検査の結果が判明するまでの間は、滞在宿泊施設において、個室の環境が確保されている場合には当該施設で待機することを基本とし、個室の環境が確保されていない場合には、暫定隔離場所を確保し、当該隔離場所で待機する。</p>	宿泊事業者	<p>・暫定隔離場所の確保</p> <p>・再検査者の動線の確保</p>	<p>隔離部屋は、シングル利用時は自室、ツイン利用時はフロア貸切用空室利用</p> <p>再検査の検体採取は隔離部屋で実施。</p>	
		検査機関等	<p>・自治体との調整</p>	<p>複数検体の再検査のスクリーニング検査以外の検査は、行政検査とする。</p>	
		自治体	<p>・個室の環境が確保されていない場合の暫定隔離場所の確保</p> <p>・検査機関等との検査実施の調整</p> <p>・再検査者の動線の確保</p>	<p>行政検査の結果が陽性の場合、保健所が用意する療養施設へ移動する。</p> <p>・採取立会者は、マスク・ゴム手袋・フェイスシールドを着用し、1検体ごとにゴム手袋をアルコール消毒する</p>	

当日の対応事項

自治体はコロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

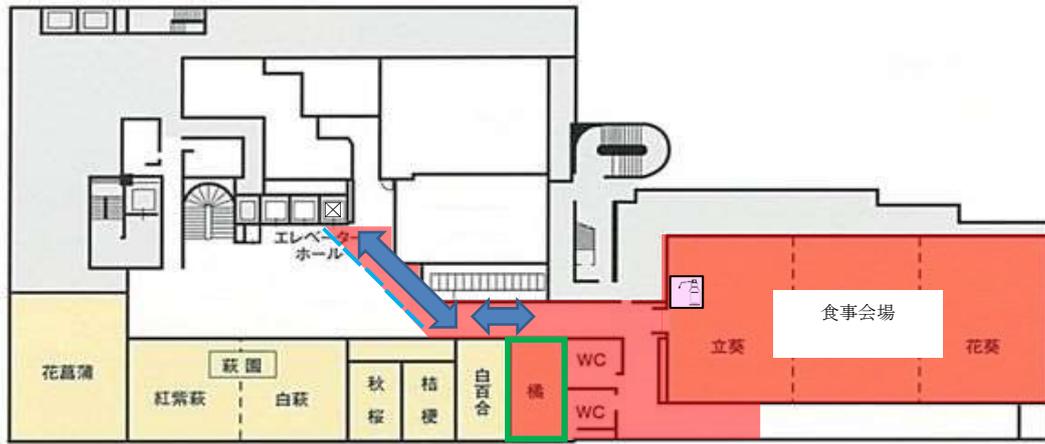
実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業界別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項		
⑤検査の実施				
<ul style="list-style-type: none"> 海外から来日するアスリート等については、入国後、事前キャンプ地、ホストタウン、選手村において、原則毎日検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホストタウン等以外の滞在場所や空港等との移動を行う日において、他の場所（入国空港、選手村、他のホストタウン等）において、選手等が本ルールに定めるスクリーニング検査と同等の検査を受け、かつ、当該結果をホストタウン側が把握できる場合には、当該ホストタウン等での検査を行う必要はない（必要に応じて、前後の滞在場所との調整を行う）。 	宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> 検体採取場所の提供 		
		検査機関等 <ul style="list-style-type: none"> 検査の実施 		検体採取日の正午以降、当日中に回収 検体採取日の翌日に検査実施
		自治体 <ul style="list-style-type: none"> 選手等の動線の確認 検査実施場所へのアテンド 検体採材的確性確保策の実施 検体の検査機関等への送付 検体採取容器は事前に納入 本人確認（アクレディと名簿） 検体1次容器を対象者へ渡す 検体採取状況を目視確認 受検者が1次容器を密閉する 2次容器を立会者が持ち、受検者が1次容器を2次容器に入れる 容器に記載の番号等とリストの照合 3次容器に2次容器に入った検体を入れる 		動線は動線図のとおり（貸切フロアで検体採取する場合は、動線図なし） 通訳とCLOが選手を呼ぶ。 採取マニュアル（ポルトガル語版）による検体採材適格性確保
⑥検査結果の選手等への伝達及び再検査に向けた医師の診察				
<ul style="list-style-type: none"> 検査で陽性の結果が出た場合、偽陽性等の可能性等も考慮して複数の検体による再検査を実施し結果を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニング検査において、陽性を示唆する検査結果が出た場合には、速やかに医師の診察を受けることとする。 医師の診察により感染していると診断された場合、陽性確定とする。 	宿泊事業者		
		検査機関等 <ul style="list-style-type: none"> 検査結果の自治体等への連絡 		採取日の翌17時まで に結果の速報を報告
		自治体 <ul style="list-style-type: none"> 検査結果の検査機関等からの受領 検査結果の選手団（CLO）への伝達 必要に応じ組織委員会感染症対策センターへ情報提供 ※公表ルールが策定された場合には今後追記予定 再検査対象者の暫定隔離場所への移動 再検査対象者の医師の診察の手配及び診察場所へのアテンド 		スポーツ振興課宛メールで結果受領 NOC/NPC（CLO）、組織委員会へ提出
⑦無症状の場合の再検査の実施				
<ul style="list-style-type: none"> 検査で陽性の結果が出た場合、偽陽性等の可能性等も考慮して複数の検体による再検査を実施し結果を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニング検査において、陽性を示唆する検査結果が出た場合には、速やかに医師の診察を受けることとする。 偽陽性の可能性等も考慮して複数の検体（唾液または鼻咽頭ぬぐい液）により再検査を実施することとする。 複数の検体の再検査について、一方はスクリーニング検査の枠組みを利用できることとし、もう一方は当該スクリーニング検査以外の機関を利用するものとする。 再検査の結果が判明するまでの間は、滞在宿泊施設において、個室の環境が確保されている場合には当該施設で待機することを基本とし、個室の環境が確保されていない場合には、暫定隔離場所を確保し、当該隔離場所で待機する。 	宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> 陽性示唆者への待機場所の提供 		シングル利用時は自室、ツイン利用時はフロア貸切用空室
		検査機関等 <ul style="list-style-type: none"> 検査の実施 検査結果の自治体等への連絡 		スクリーニング検査と同じ
		自治体 <ul style="list-style-type: none"> 選手等の動線の確認 検査実施場所へのアテンド 検査結果の検査機関等からの受領 検査結果の選手団（CLO）への伝達 必要に応じ組織委員会感染症対策センターへ情報提供 		再検査の検体採取は隔離部屋で実施。 複数検体の再検査のスクリーニング検査以外の検査は、行政検査とする。 行政検査の結果が陽性の場合、保健所が用意する療養施設へ移動する。

●検体採取場所までの動線図・レイアウト図

ホテルコンコルド浜松

動線図

3階



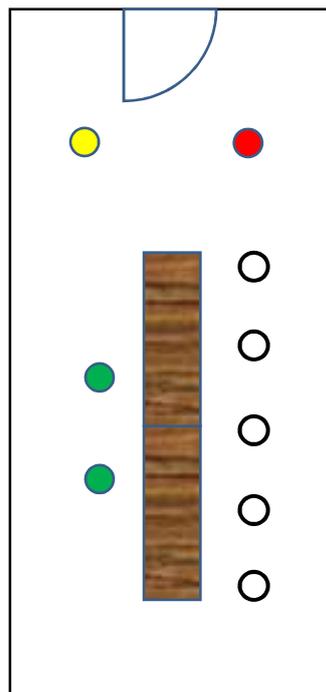
…選手動線と一般客動線がかぶるエリア

…選手専用エリア

…検体採取場所

レイアウト図

橋



● CLO (CLOに指名された者)

● 通訳

● 検体採取立会者

○ 選手等

●検体採取場所までの動線図・レイアウト図

ホテルクラウンパレス浜松

動線図

3階

…選手動線と一般客動線がかかるエリア

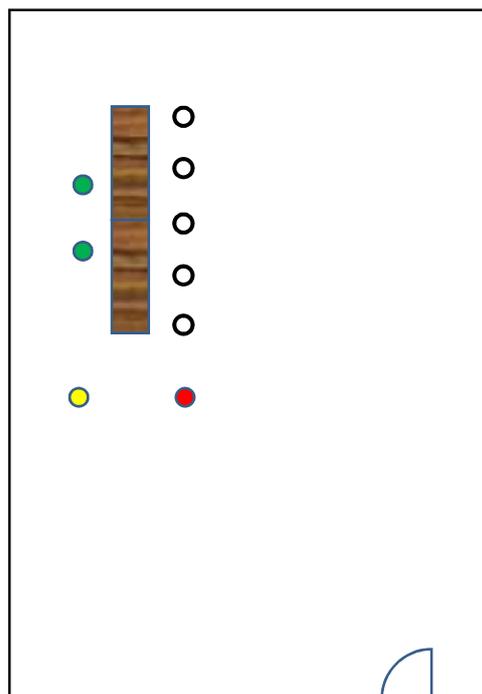
…選手専用エリア

…検体採取場所



レイアウト図

竹の間



● CLO (CLOに指名された者)

● 通訳

● 検体採取立会者

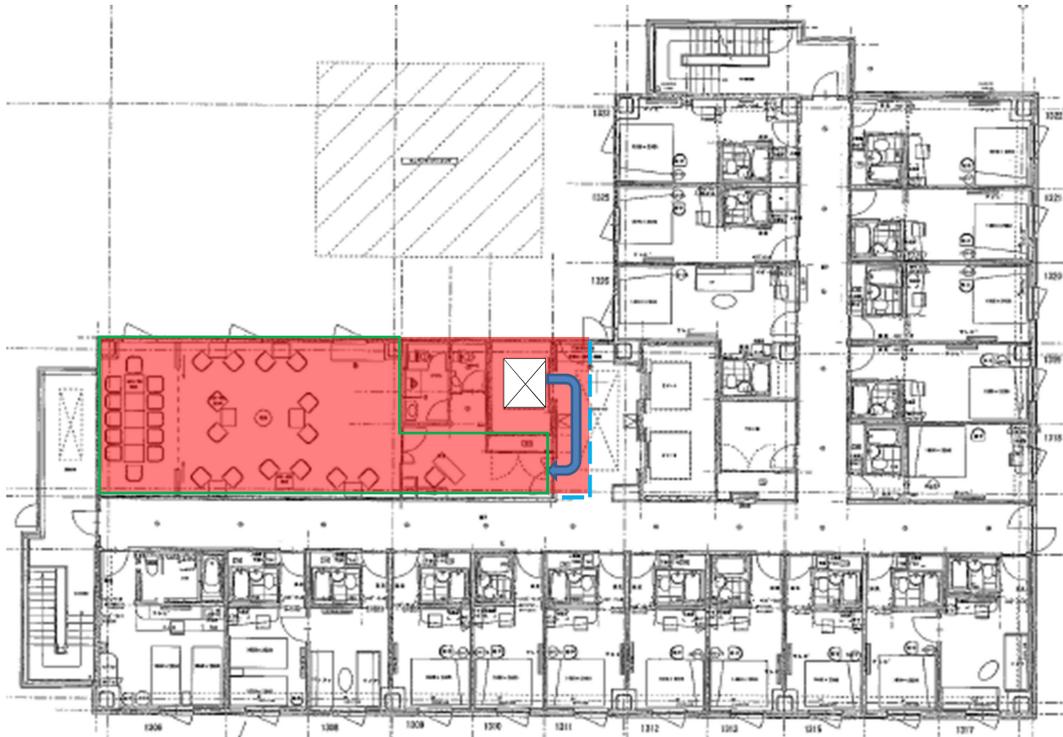
○ 選手等

●検体採取場所までの動線図・レイアウト図

北の庭 THE KURETAKESO

動線図

13階



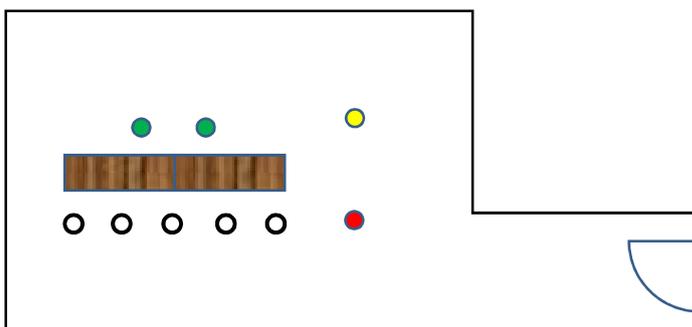
…選手動線と一般客動線がかぶるエリア

…選手専用エリア

…検体採取場所

レイアウト図

ラウンジ



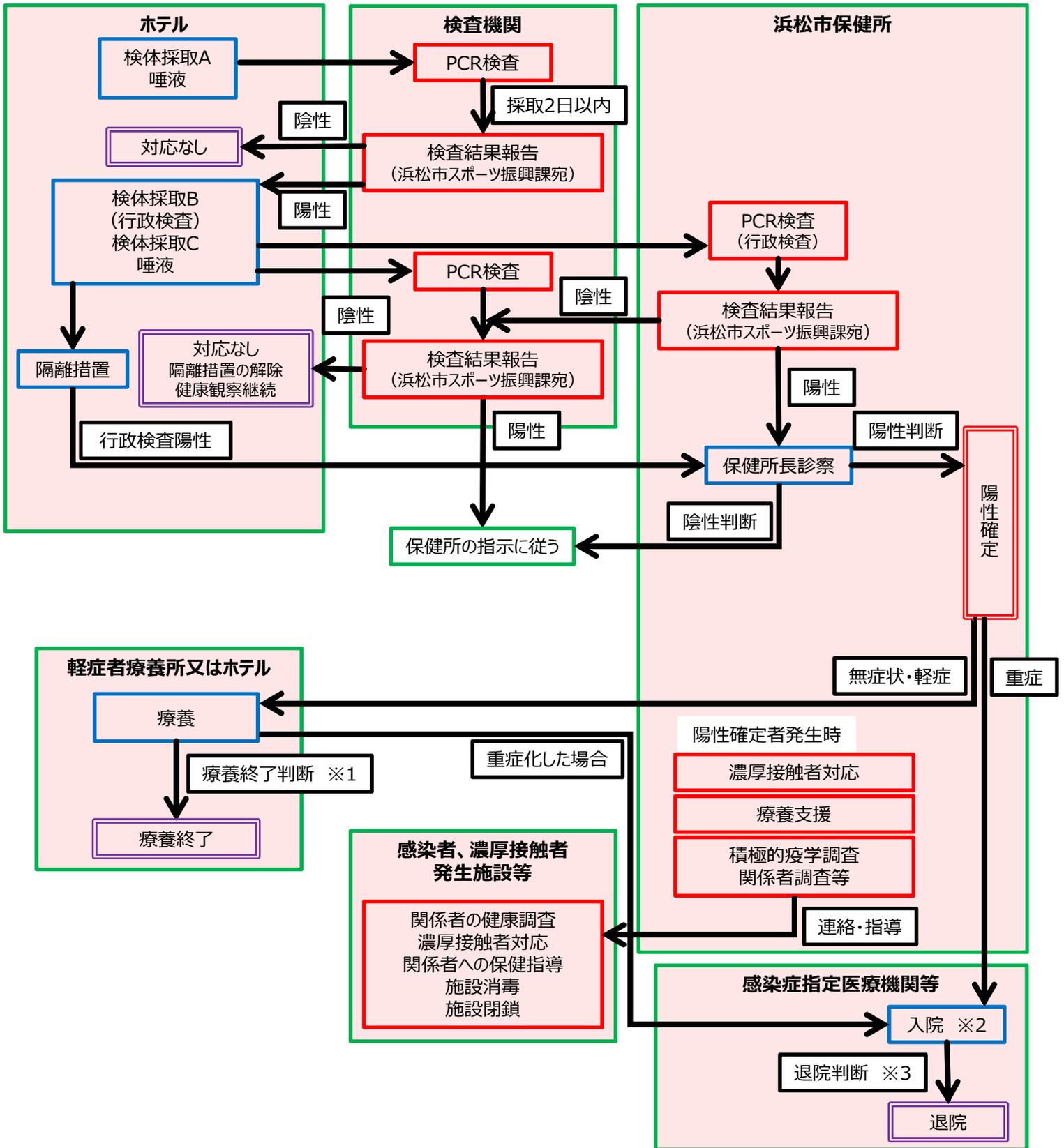
● CLO (CLOに指名された者)

● 通訳

● 検体採取立会者

○ 選手等

新型コロナウイルス感染症対策における現状の体制とフロー【選手等の自治体における検査】
 (入国日・入村日を除く毎日)



- ※1 「検体採取Bから10日経過」
又は「PCR検査2回陰性
(Bから6日経過後24hr以上間隔)」
- ※2 必要な場合、感染症審査協議会を経て入院勧告
- ※3 「発症日から10日経過後且つ症状軽快後72hr以上」
又は「PCR検査2回陰性
(症状軽快後24hr経過後24hr以上間隔)」

6-2 検査（自治体関係者等）

場 所	自宅		
対象者	自治体関係者等		
対応する関係者	各ホテル等検体回収人1名	近距離接触者	一名
備 考	・対象者はアスリート等との接触の度合いが強い者を対象とし、接触の機会が生じる前に検査を実施		

今後の検討を踏まえ追記・検討を予定する事項等

①ホストタウン等の関係者の検査における、毎日、4日又は7日に一度の検査の対象者の範囲について、選手村での取扱いを踏まえて検討。

事前の検討事項 自治体はコロナ対策感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項				確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項			
①検査機関及び検査方法の選定					
<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート等と一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。 ・その他の者については、定期的に検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に1度）、離脱時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手等に一定の接触がある可能性のあるホストタウン等の関係者については、選手等と接触が行われる機関、原則毎日検査を実施。 ・その他のホストタウン等の関係者であって選手等の用務先で活動する又は移動時に帯同する者については、必要な頻度で検査を実施。 ・抗原定量検査又はPCR検査等の遺伝子検査を実施可能な検査機関を選定。 ・検体は、唾液 	検査機関等 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が決めた検査方法により検査が実施可能な検査機関を選定 		検査方法：唾液によるPCR検査 検査機関：静岡県が契約する業者
②検査実施場所の確保					
<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート等と一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。 ・その他の者については、定期的に検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に1度）、離脱時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手等に一定の接触がある可能性のあるホストタウン等の関係者については、選手等と接触が行われる機関、原則毎日検査を実施。 ・その他のホストタウン等の関係者であって選手等の用務先で活動する又は移動時に帯同する者については、必要な頻度で検査を実施。 	検査機関等 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・検体採材場所に応じた適切な検体採取の手法の提示 ・検体採取時の感染拡大防止策の検討 （例：採取場所の採取者ごとの消毒、唾液を採取する容器の採取後の消毒） 		検体採取場所 ・自宅 検体提出先 ・市内回収場所 ・郵送等で直接検査機関へ
③検査日程の予定表の作成					
<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート等と一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。 ・その他の者については、定期的に検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に1度）、離脱時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の日程はあらかじめ予定表を作成する。 	検査機関等 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体との調整 ・受入れ国NOC/NPCに入国日程、選手村入村日程等を確認し、対象者の検査日程を設定 ・ホストタウン等の関係者の検査における、毎日、4日又は7日に一度の検査の対象者の範囲について、選手村での取扱いを踏まえて設定。 ・検査機関と検査の実施について調整 		日ごとの受検者リストを作成し、検査機関・市担当職員・委託業者と共有 業務に応じ、毎日・4日又は7日に一度の検査を設定
④自治体等関係者の健康管理・行動管理					
<ul style="list-style-type: none"> ・入国者に常時帯同する受け入れ責任者及び隔離対象者と同一空間で作業する国内在住者等については、合流前14日間の健康フォローアップを実施し、本邦活動計画書に記載された区域（「特定区域」）内で活動している機関は必要な行動管理・健康管理を実施する。 ・特定区域から離脱後、14日間健康フォローアップを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手等に一定の接触があるホストタウンの関係者については、帯同・活動中は必要な行動管理・健康管理を実施するとともに、前後14日間の健康フォローアップを実施する。 	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・選手等との接触期間及びその前後2週間において、以下を実施 不要不急の外出、会食等の自粛 外出先、移動経路を記録 近距離（1～2メートル）で一定時間（15分以上を目安）の接触を持った人がいれば記録 毎日の検温、記録 毎日の体調チェック、記録 接触アプリ（COCOA）の利用 異常があった場合の関係者への情報共有と当該者の業務からの離脱 		様式作成

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項		
⑤検査で陽性が得られた場合の対応				
・アスリート等との接触が見込まれる者についても、アスリート等との接触の程度に応じ必要な場合には検査を実施。	・選手等の自治体への到着前に結果の判明が間に合うよう選手等の検査に準じて必要な範囲の検査を実施。	検査機関 ・自治体との調整 自治体 ・検査機関との検査実施の調整 ・医師の確保		陽性結果が得られた場合、速やかに本人に伝え、本人は保健所へ連絡する 陽性結果が得られて以降は当該業務に従事しない

当日の対応事項 自治体はコロナウイルス感染予防に向けて、下記内容を管理し適切に対処する

実施事項			確認	備考
基本的対策事項 (業種別ガイドライン・調整会議レベル)	基本的対策事項 (検査の手引きに基づく実施事項)	各主体の具体的実施事項		
⑥検査の実施				
・アスリート等と一定の接触がある可能性のある者は、原則毎日検査を実施する。 ・その他の者については、定期的に検査を実施（特定区域への合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に1度）、離脱時）	・選手等に一定の接触がある可能性のあるホストタウン等の関係者については、選手等と接触が行われる機関、原則毎日検査を実施。 ・その他のホストタウン等の関係者であって選手等の用務先で活動する又は移動時に帯同する者については、必要な頻度で検査を実施(選手等との合流時、合流期間中必要な頻度（4日又は7日に一度）、離脱時）	検査機関 ・検査の実施 ・検査結果の自治体等への連絡 自治体 ・検体の検査機関等への送付 ・検査結果の検査機関等からの受領 ・検査結果の陽性者への連絡 ・検査結果の選手団（CLO）及び関係者への連絡 ・再検査対象者の医師の診察の手配		検体採取日の正午以降、当日中に回収 検体採取日の翌日に検査実施 自宅で検体採取し、検体回収場所へ提出する 検査機関との調整により、郵送等での提出も検討
⑦再検査の実施				
		検査機関等 - 自治体 -		再検査等は本枠組みの中では実施しない
⑧陽性確定者の療養措置等				
・再検査の結果等により陽性と判断された場合、保健衛生当局と連携し、直ちに感染拡大防止に必要な措置を講じる。		検査機関 自治体 ・陽性確定者の隔離 ・必要な場合に入院先、療養先への搬送の手配 ・保健衛生当局と連携した濃厚接触者の特定及び必要な措置。 ※公表ルールが策定された場合には今後追記予定		
⑨検査実施に当たっての感染拡大の防止策の実施				
・感染症対策等の基本的事項の周知徹底		自治体 感染防止対策の周知徹底		

相手国・地域の対応	内容	備考

準備するツール等

ツール名	数量
検体採取1次容器（唾液用）	10,000個
検体採取2次容器（封止可能透明ポリ袋）	10,000枚
検体採取3次容器（2次容器20個対応透明袋）	500枚

感染疑い者等発生時の対応

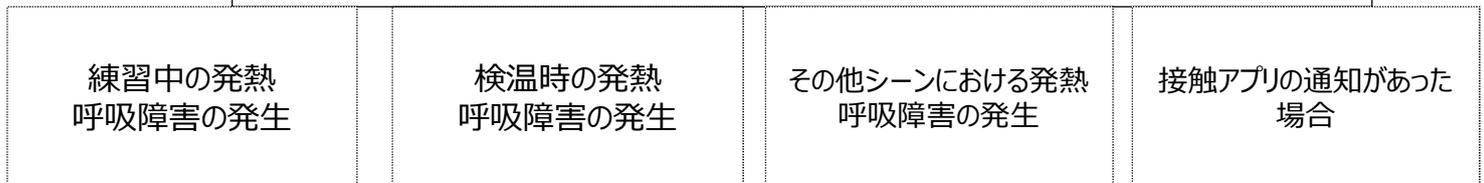
- 感染疑い者または陽性者が出た場合の対応フローについては、別に定め、静岡県や浜松市保健所と連携して対応にあたるとともに、これらの対応について関係者及び選手等に周知する。
- 感染疑い者が出た場合には、当該フローに従い、保健所等への相談や連絡等を行い、連携して診察・検査、入院・搬送や濃厚接触者の特定等の対応をする。
- 入国時に陽性者が発生した場合は、濃厚接触者が特定されるまでの間は、宿泊施設の各部屋への待機とする。
- 通訳の確保、翻訳アプリ、機器の活用等で選手への外国語対応をする。

医療・保健機関等との連携

- 静岡県や浜松市保健所等との連携体制を構築し、必要な対策内容を検討し、実施する。
- 特に、PCR検査や感染者疑い事例の相談・受診先の確保、陽性者・発症者が出た場合の対応について、あらかじめ協議する。
- 選手等の健康状況のモニタリングや陽性者発生時の情報共有及び連絡・調整を行う「東京2020大会保健衛生支援東京拠点」や「組織委員会感染症対策センター」と、必要な情報共有や連携を行う。

感染疑い者等が発見された場合の基本的フロー

1 選手等から感染疑い者等が発見された場合の対応



選手団から旅行エージェントを通じ、浜松市スポーツ振興課へ連絡。感染疑い者等については、極力隔離された場所へ待機

浜松市スポーツ振興課は、浜松市保健所へ相談し、必要な対応への助言を受ける。

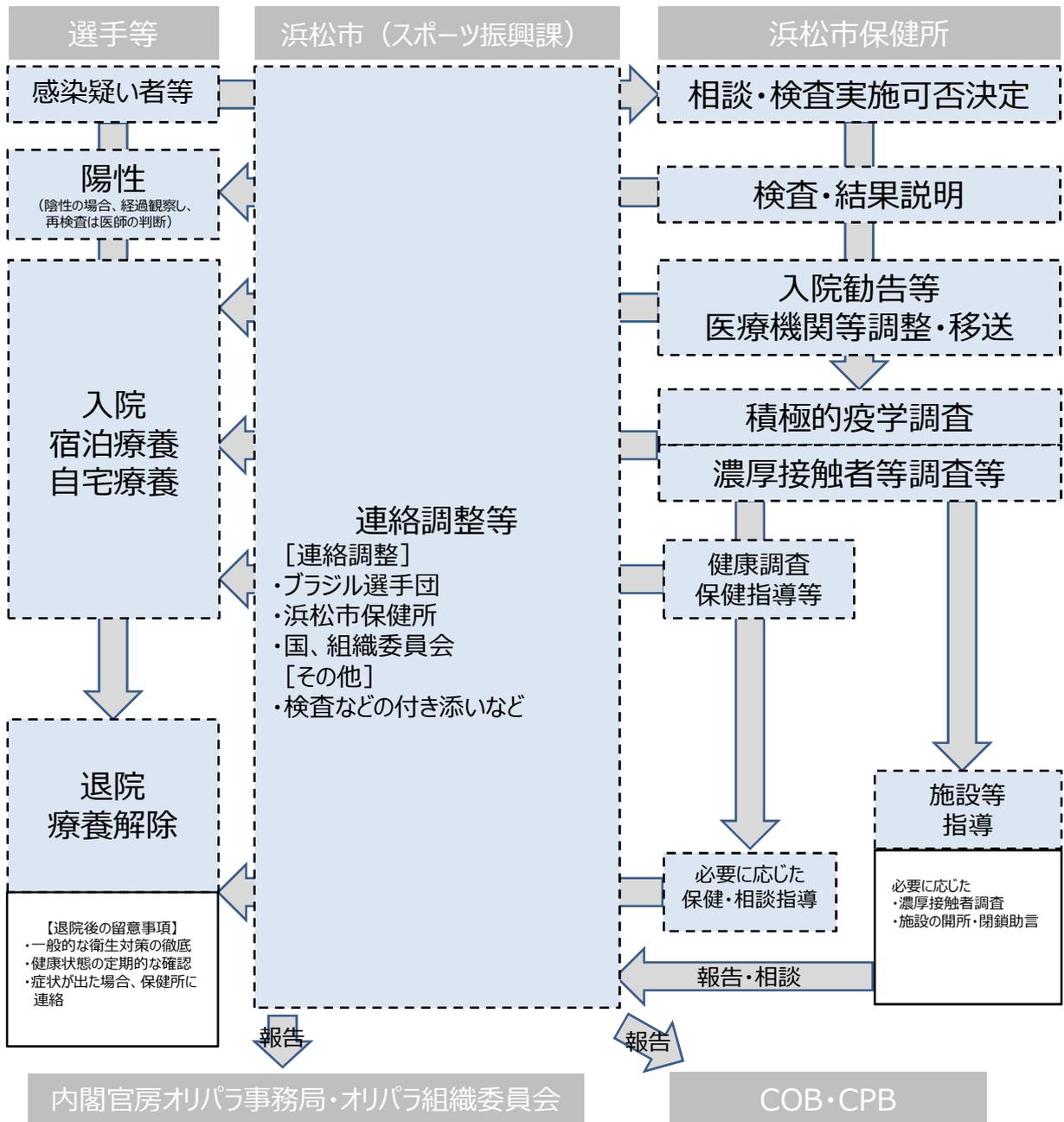
陽性が判明した場合、内閣官房及びオリパラ組織委員会、COB・CPBへ報告する。

2 自治体職員、事業者、通訳等から感染疑い者等が発見された場合の対応



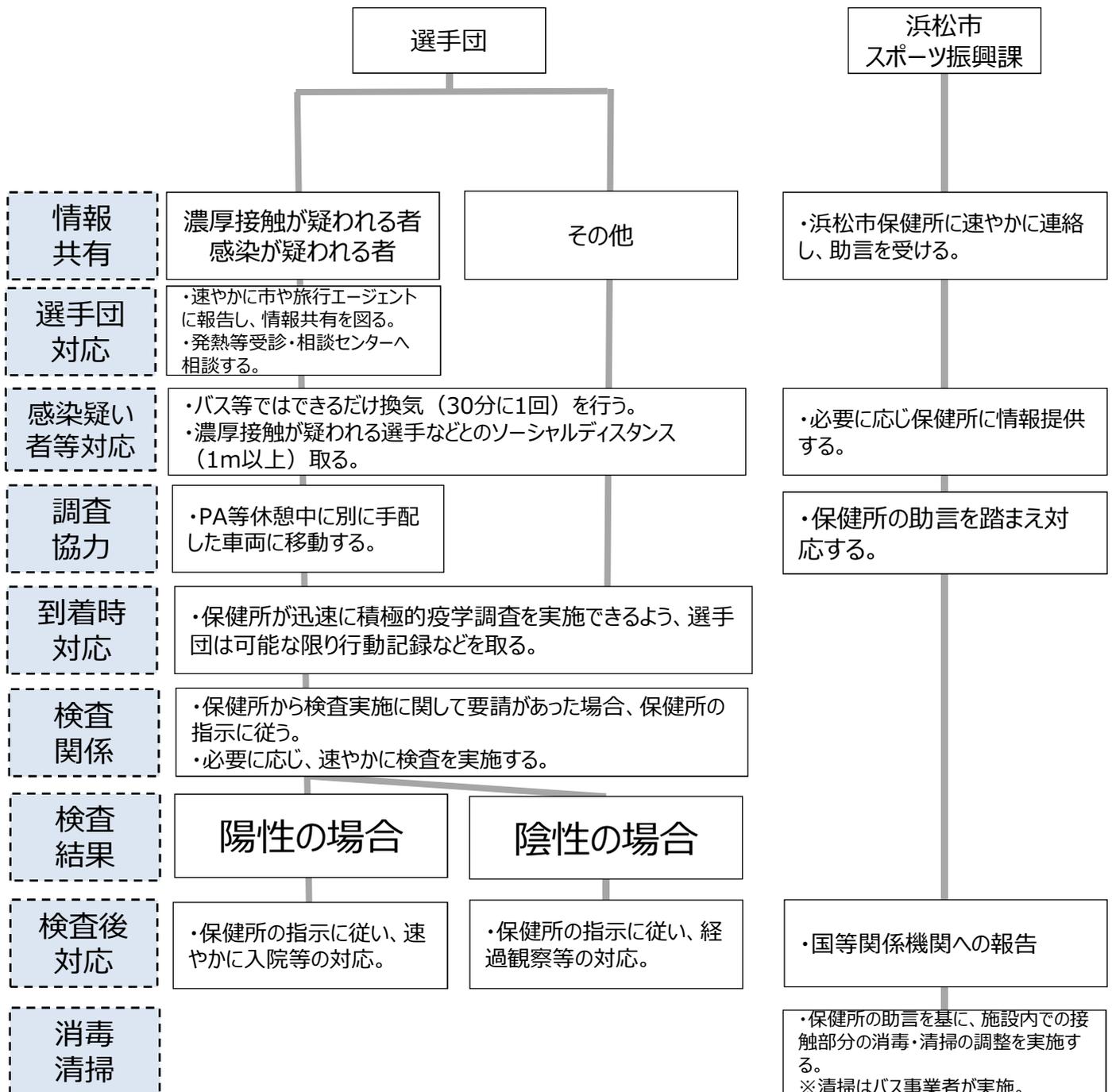
隔離された場所へ移動し、本人がかかりつけ医又は発熱等受診・相談センターへ相談

ホストタウンにおける新型コロナウイルス感染症対策の体制



◎感染疑い者等の例

- 強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 味覚、嗅覚に異常が感じられた場合

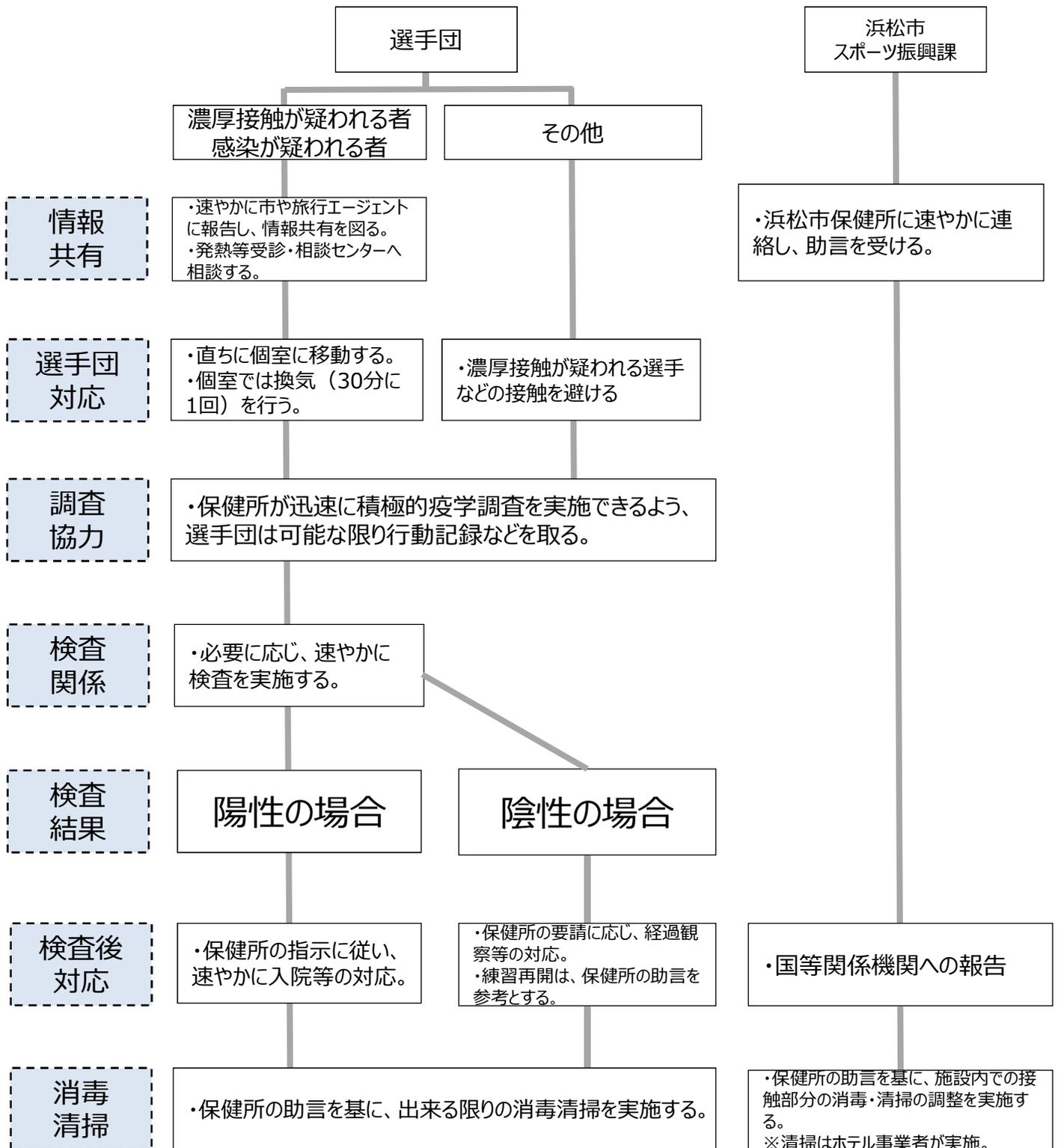


◎ 空港検疫で選手等に陽性者が出た場合の対応

・空港検疫で選手等に陽性者が出た場合には、オリパラ事務局は、選手等から提供を受けた航空機の座席に関する情報を基に、入国空港において機内濃厚接触候補者とそれ以外の者に区分する。その上で、機内濃厚接触候補者は検疫所のバスでホストタウン等又はオリパラ事務局が指定する一時滞在施設（バスで5時間以上を要する遠方のホストタウン等の場合）に、それ以外の者は予定していた交通手段でホストタウン等に移動させる。

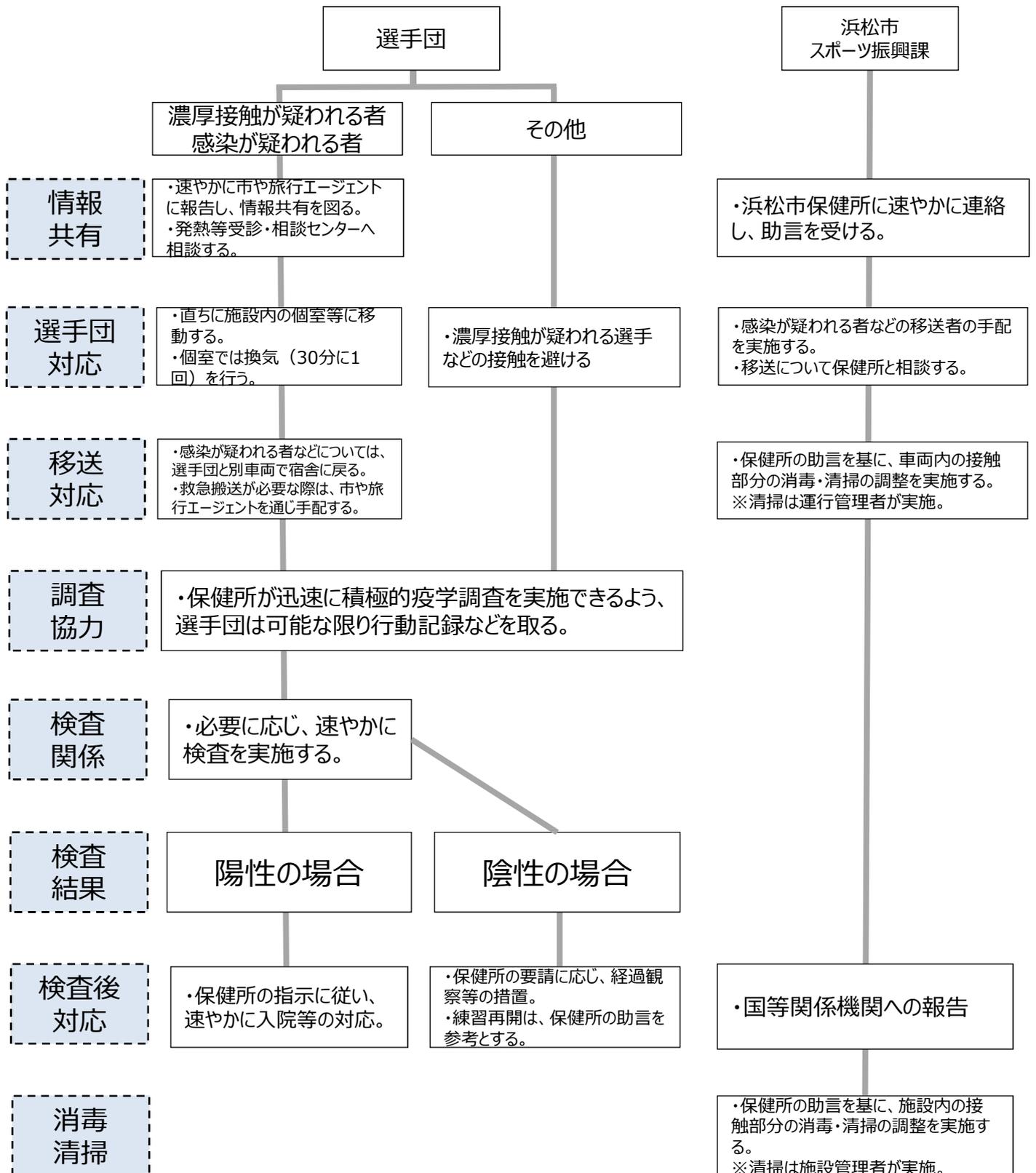
この場合も、ホストタウン等又は一時滞在施設に到着後、選手等の全員を、濃厚接触者の特定と再度の検査が完了するまで個室に隔離する。また、一時滞在施設に滞在する選手等に係る濃厚接触者の特定等は、オリパラ事務局、検疫等からの情報も参考にしてホストタウン等の区域を管轄する保健所が実施する。

・陽性者が判明した場合には、受入れ責任者が主体となり、ホストタウン等の区域を管轄する保健所と連携して、積極的疫学調査、隔離、検査等の必要な対応を実施すること。



◎特記事項

- 選手団の行動の記録は、大会組織委員会に報告をするコロナ対策責任者が責任を持って各選手に行わせる。
- 陽性者が判明した場合には、受入れ責任者が主体となり、ホストタウン等の区域を管轄する保健所と連携して、積極的疫学調査、隔離、検査等の必要な対応を実施すること。



◎特記事項

・選手団の行動の記録は、大会組織委員会に報告をするコロナ対策責任者が責任を持って各選手に行わせる。

マニュアルの遵守に関する相手国との合意書、選手等との同意書の締結について

【合意書等の位置づけ】

- 本合意書は、（１）選手等の入国に際して日本政府が求める防疫事項、及び（２）自治体での安心・安全な滞在を実現するためお互いが実施する事項と責任を持つ範囲を明確にし、その履行を互いに対して約束することを目的とする。
- 海外からの来訪者の入国にあたり、浜松市は、防疫事項について対象者（入国者）に説明し本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを国に対して誓約する誓約書を提出することから、本合意書をもって、受入責任者が対象者に対して説明及び同意を得た証とする。
- 署名者は、以下のとおりとする。
 - 自治体・・・受入れにあたっての責任者（必ずしも首長であることは求めない）
 - 相手国・・・合意書はNOC、NPCの選手派遣責任者。同意書は来訪する者（選手等）
- なお、誓約書は入国の際にコピーを持参し提示する必要があるが、本合意書等はそうではない。

【合意書に含まれる主な事項】

- 相手国NOC等が選手等に対して実施させる事項
 - ・誓約書に定められた事項
 - ・ホストタウン等で受入れの際の感染症対策（マニュアルに記載された事項）
 - ・選手等は同意書に署名する
- ホストタウンの実施する事項
 - ・マニュアルに記載された感染症対策を実務上合理的に可能な範囲で実施する
- 損害賠償
 - ・新型コロナウイルスへの感染症等への感染が発生した際に、NOC側も自治体側も賠償責任をお互いに求めない

【合意書の締結について】

- 次頁に添付する合意書例を参考に各自治体にて合意書（案）を作成し、相手国と調整の上、合意書を締結し、マニュアルに添付する。

合 意 書

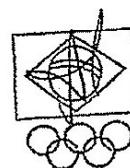
ブラジルオリンピック委員会（以下「NOC」という。）及び静岡県浜松市（以下「ホストタウン」という。）は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）に、NOC及びその所在国の競技団体が選手、スタッフその他の人員（以下「選手等」という。）を本邦に派遣することに関連して、第1条に規定する目的のため、2021年7月6日付で、次のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本合意書は、NOC及びその所在国の国内競技団体が本大会に関して本邦に派遣する選手等の入国・本邦での滞在に際して日本政府及びホストタウンが求める防疫事項、並びに、ホストタウンでの選手等及びホストタウン住民の安心・安全な滞在・暮らしのためのホストタウンとNOCの各々の実施事項及び責任範囲を明確にすることを目的とする。

第2条（NOCの義務）

1. NOCは、全ての選手等に以下の各号に定める事項を実施させるものとする。
 - (1) 別紙A（誓約書）に定める事項（以下の各号を含むが、これらに限られない。）
 - ①本邦入国前14日間の健康状態の記録
 - ②現地出発前72時間以内新型コロナウイルス検査の陰性証明の取得
 - ③入国時の検査の受診
 - ④滞在期間をカバーする民間医療保険への加入
 - ⑤本邦入国後14日間の健康フォローアップ
 - ⑥接触確認アプリの使用
 - ⑦位置情報の保存及び疫学調査に際しての位置情報の提供
 - (2) 2021年7月6日付「東京オリンピック・パラリンピックホストタウン等における選手等受入れマニュアル（その後の改訂を含み、以下「受入れマニュアル」という。）に定める事項（以下の各号を含むが、これらに限られない。）
 - ①感染症対策等の基本的事項
 - ②シーン別の対策
 - ③選手等の行動ルール等
 - ④検査
 - ⑤感染疑い者等発生時の対応
 - (3) その他以下の事項
 - ①別紙B（検査の手引き）に基づき実施される検査（以下「本検査」という。）を受けること
 - ②別紙B（検査の手引き）に定める事項を確認し、これを遵守すること
 - ③本検査を受ける際には、当該本検査を実施する者の指示に従うこと



Ricardo Nobre
OAB-RJ 163.213

④怪我・傷害（新型コロナウイルス感染症への感染の恐れがある場合を含む）の場合に、受入れマニュアルの記載及びホストタウンの指示に従って医療機関での受診その他行動をとること

2. NOC は、全ての選手等に、別紙 C の様式及び内容による同意書（以下「本同意書」という。）に署名させ、これをホストタウンに提出しなければならない。なお、NOC は、各々の選手等が本邦へ入国する 14 日間前までに当該選手等がサインした本同意書の PDF ファイルを電子メールで第 9 条記載のホストタウンのメールアドレスに宛てて電子メールで送付し、当該選手等のホストタウンへの到着後、可能な限り速やかに当該各本同意書の原本をホストタウンへと提出するものとする。

第 3 条（練習見学）

ホストタウンは、受入れマニュアルに従い、選手等が実施する練習をホストタウン住民に見学させること（以下「練習見学」という。）を NOC に対し申し入れることができるものとし、NOC は、合理的な範囲、かつ、選手等の練習に支障のない範囲で練習見学を選手等が受け入れるよう最大限努力するものとする。

第 4 条（ホストタウンの義務）

ホストタウンは、受入れマニュアルに定める以下の事項（以下の各号を含むが、これらに限られない。）を、実務上合理的に可能な範囲で実施するものとする。なお、これには選手等に対する医療の提供（新型コロナウイルス感染症の感染時（おそれがある場合を含む）への対応を含む）が含まれるものとするが、NOC は、本条に基づくホストタウンの措置は、新型コロナウイルス感染症罹患患者又は罹患しているおそれがある者への処置を行うことのできる施設がホストタウンには存在しないことを前提に、ホストタウンが合理的に可能な範囲で実施するものであることを理解する

第 5 条（費用負担）

1. ホストタウンが、本合意書に基づき負担する費用は、2021 年 5 月 28 日付「ブラジルオリンピック選手団宿泊等サポート業務」に定める感染症対策費用のほか、以下のとおりとする。

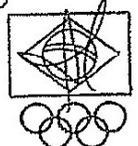
- (1) 選手等に対する検査の実施費用
- (2) 消毒液の設置等の基本的対策事項に要する費用

2. NOC が、本合意書に基づき負担する費用は、以下のとおりとする。

- (1) ホストタウン滞在中の検査結果証明書取得に係る検査等費用
- (2) ホストタウン出発後から帰国までの検査等費用

第 6 条（損害賠償）

1. NOC は、選手等が新型コロナウイルス感染症その他の感染症に感染し、又はその



恐れがあると判断された場合であっても、ホストタウン、宿泊ホテル及びそれらの関係者（選手等がホストタウン滞在中に選手等に対してサービス提供した一切の者を含む。）に対して一切の損害賠償を請求せず、かつ、選手等をして、それらの者に対して、一切の損害賠償を請求させない。

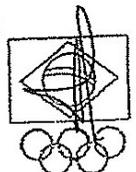
2. ホストタウンは、ホストタウンの職員及びその関係者が新型コロナウイルス感染症その他の感染症に感染し、又はその恐れがあると判断された場合であっても、NOCに対して一切の損害賠償を請求しない。

第7条（有効期間）

1. 本合意書は、選手等のうち最も早く本邦に入国した者の入国日から起算して、14日前に効力を生じるものとする。
2. 本合意書の有効期間は、2021年12月31日とする。ただし、本項の規定にかかわらず、第6条（損害賠償）、第8条（秘密保持）及び第10条（準拠法・管轄）の各規定は、本合意書の終了後もその効力を有する。

第8条（秘密保持）

1. NOC及びホストタウンは、本合意書の存在及び内容並びにこれに関連して相手方から受領した一切の情報（あわせて、以下「秘密情報」という。ただし、次項に定める情報を除く。）について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、NOCは選手等及びホストタウンの事前の承諾を得た第三者、ホストタウンはその職員及び本合意書上の義務を履行するために秘密情報を提供することが合理的に必要となる第三者並びにNOCの事前の承諾を得た第三者に対して、秘密情報を開示又は提供することができるものとし、その場合、当該第三者に対して本合意書に基づき自己が負う義務と同等の義務を課し、当該第三者の本条に定める義務違反について、相手方に対して一切の責任を負う。また、NOC及びホストタウンは、本合意書の目的達成のため以外に、秘密情報を使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 受領した時点で、既に公知となっている情報。
 - (2) 受領の後、受領者の責によらず公知となった情報。
 - (3) 受領した時点で、既に受領者が適法に保有していた情報。
 - (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に開発・創造した情報。
 - (5) 受領者が、適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報。
3. NOC及びホストタウンは、裁判所、行政庁、その他の公権力から、強制力を伴う秘密情報の開示要請を受けた場合、当該要請に応じることができる。ただし、法令の規定に違反するおそれがある場合を除き、受領者は可及的速やかに、当該要



請を受けた事実を開示者に通知することを要する。

第9条（通知）

本合意書に関連する全ての通知、同意、承諾、要求及びその他の意思の伝達は各条において定める書面又は電磁的方法の方法（ただし、各規定において特に指定がない場合は電磁的方法）によるものとし、以下の宛先（当該宛先を変更した旨の通知が本条に従いなされた場合は当該変更後の宛先）に宛てて行われなければならない。

（1）NOCに対する場合：

住所： Avenida das Américas nº 899, Barra da Tijuca, Rio de Janeiro/RJ

担当者： [REDACTED]

電子メール： [REDACTED]

（2）ホストタウンに対する場合：

住所： 浜松市中区元城町103番地の2

担当者： スポーツコミッション推進担当課長 澤田 吉延

電子メール： sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第10条（準拠法・管轄）

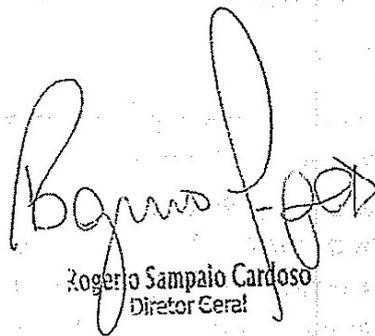
1. 本合意書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本合意書に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書成立の証として本書2通を作成し、NOC及びホストタウンが記名押印のうえ、各1通を保有する。

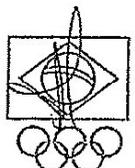
2021年7月6日

NOC：

ホストタウン：


Rogerio Sampaio Cardoso
Diretor Geral

浜松市長 鈴木 康友



Ricardo Nobre
OAR-RI 163 712

同意書

私、[選手等名]、は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」という。）のため日本国に入国することに関連して、以下に定める事項を誓約し同意します。

1. 実施事項

以下の各号に定める事項を理解し、実施します。

(1) 日本国入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、日本国への入国を中止すること。

(2) (入国拒否の対象国・地域から入国する場合)

現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること。日本国入国時には、検疫官に当該証明書又はその写しを提示し、入国審査官に当該証明書又はその写しを提出すること。また、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。

(入国拒否の対象地域以外の国・地域から入国する場合)

現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること。日本国入国時には、検疫官に対し、当該証明書又はその写しを提出すること。事前の検査証明の取得が出来ない場合には、活動計画書の記載事項にかかわらず、日本国入国後14日間、宿泊場所等で待機し、不特定の者との接触を行わないこと。

(3) 入国拒否の対象地域から入国する場合、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。やむを得ず、空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は受入団体等が確保した施設（他者と一切接触しないような個室管理の出来る施設）とすること。

(4) 日本国入国時に、滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること。

(5) 以下のいずれかの方法で日本国入国後14日間の健康フォローアップを実施すること。

(入国拒否の対象地域から入国する場合)

日本国入国時に、使用するスマートフォンにOCHAアプリをインストールし、又、日本国入国後14日間毎日、同アプリを活用し、宿泊場所等を管轄する保健所に健康状態の報告を行うこと。

(入国拒否の対象地域ではない国・地域から入国する場合)

受入団体の管理の下で、日本国入国後14日間、健康フォローアップを行い、健康状態に問題があれば「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること。

(6) 日本国入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、又、日本国入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。

(7) 日本国入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、又、日本国入国後 14 日間、位置情報を保存すること。

(8) 日本国入国後 14 日間、移動手段を受入団体等が所有又は手配する車両、レンタカー又はハイヤーのいずれかに限ること。ただし、日本国入国後 14 日以内に航空機（又は新幹線等）の利用がやむを得ない場合は、以下を遵守すること。

① 出発時に自身で検温を行い、発熱(37.5 度以上)や体調不良時は公共交通機関を利用しない。

② 空港・機内又は駅・車内では、必ずマスクを着用するとともに、会話を控えること。

③ 必要な感染防止対策を講じた上で、一般客とのソーシャルディスタンスを確保すること。

(9) 日本国入国後 14 日間、滞在場所（競技会場、練習会場等）を用務上必要最小限のものにすること。

(10) 検査結果判明後は、日本国入国後 14 日間、宿泊場所及び用務先でのみ行動し、食事等についてもこれらの場所にて実施すること。

(11) 検査結果判明後は、日本国入国後 14 日間、受入団体等の責任で手配する宿泊場所及び用務先で滞在することとし、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないこと。

(12) 日本国入国後 14 日間以内に競技大会等に参加する場合は、大会主催者が感染症に関する専門家等の意見を踏まえ競技特性に応じて作成する感染症対策等に係るガイドライン等に従うこと。

(13) 日本国入国後 14 日間以内に大会に付随する交流活動に参加する場合は、交流活動主催者が交流内容に応じて作成する感染症対策等に係るガイドライン等に従うこと。

(14) 日本国入国後 14 日間、日本国活動計画書に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないこと。

(15) 日本国入国後 14 日以内に有症状となった場合、競技関係での滞在・移動を中止し、指定された医療機関を受診すること。

(16) 日本国入国後 14 日以内に陽性となった場合、発症 2 日前から隔離開始までに接

触があった者のリストやスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提供・提示するなど、その調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。

(17) この同意書に規定される事項に違反した場合及び不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行って上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることを理解すること。

2. 練習見学

ホストタウンが受入れマニュアルに従って、選手が実施する練習をホストタウン住民に見学させる（以下「練習見学」という。）場合があることを理解し、練習見学の実施をホストタウンに要請された場合には、特段の事情がない限り、これを拒否しません。

3. 損害賠償

新型コロナウイルス感染症その他の感染症に感染し、又はその恐れがあると判断された場合であっても、ホストタウン、宿泊ホテル及びそれらの関係者（ホストタウン滞在中にサービスの提供を行った一切の者を含み、以下これらを総称して「ホストタウン及びその関係者」という。）に対して一切の損害賠償を請求しません。

4. 秘密保持

本合意書の存在及び内容並びにこれに関連してホストタウン及びその関係者から受領した一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、ホストタウン及びその関係者の事前の書面による承諾なく第三者に開示、提供又は漏洩しません。

2021年 月 日

署名欄

【オリンピック競技】

競技名	施設名	住所
卓球	さわやかアリーナ	袋井市久能1912番地の1
柔道	雄踏総合体育館	浜松市西区雄踏町宇布見9981番地の1
新体操	サーラグリーンアリーナ	浜松市浜北区平口5042番地の133

【検査関係】

業者名	住所	連絡先
LSIメディアンス株式会社	-	浜松市で管理

【選手団宿泊・食事・輸送事業者】

エリア	業者名	住所	連絡先
市外	株式会社JTB	浜松市中区千歳町70番地の1	053-454-6981
市内	株式会社JTB	浜松市中区千歳町70番地の1	053-454-6981

【宿泊施設一覧】

施設名	住所	連絡先
ホテルコンコルド浜松	浜松市中区元城町109番地の18	053-487-0990
THE HAMANA KO	浜松市西区雄踏町山崎4396番地の1	053-592-2222

【医療機関】

医療機関名	住所	連絡先
浜松医療センター	浜松市中区富塚町328番地	053-451-2700

【ボランティア管理】

業者名	住所	連絡先
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	浜松市中区砂山町325番地の6 日本生命浜松駅前ビル5F	053-457-2421

【練習会場等委託業者】

業者名	住所	連絡先
誠和企画株式会社	浜松市南区安松町37番地の6	053-461-0429
株式会社フクダサインポート	浜松市北区初生町688番地の7	053-437-0777

【行政機関】

部局名	住所	連絡先
浜松市市民部スポーツ振興課	浜松市中区元城町103番地の2	053-457-2421
浜松市健康福祉部保健所生活衛生課	浜松市中区鴨江二丁目11番地の2	053-453-6118

＜関係者の連絡体制＞

